

未来へつなぐジェンダー平等◇伊賀プラン
～第5次伊賀市男女共同参画基本計画～

令和8年3月
伊賀市

はじめに

伊賀市では、平成 18 年の「伊賀市男女共同参画都市宣言」以来、性別に関わらず誰もがいきいきと活躍できる社会の実現に向け、継続的に取り組みを進めてきました。

このたび、これまでの歩みを継承し、さらなるジェンダー平等と男女共同参画社会の推進を図るため、「未来へつなぐジェンダー平等♡伊賀プラン～第 5 次伊賀市男女共同参画基本計画～」を策定いたしました。

現在、国際社会では SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた「ジェンダー主流化」の動きが加速しています。わが国においても、女性の活躍推進やジェンダーギャップの解消は喫緊の課題となっています。本市に目を向けると、人口減少や少子高齢化が進行する中、市民一人ひとりがその個性と能力を最大限に発揮し、幸せを実感できる社会を築くことが、持続可能な地域づくりの鍵となります。

しかし、令和 6 年度に実施した市民意識調査では、性別役割分担意識の改善が見られる一方で、社会通念や慣習における男性優遇の意識、家事・育児負担の偏りといった課題が依然として残っていることが明らかになりました。

こうした様々な背景を踏まえ、本計画においては基本理念に「誰もが自分らしく生きるジェンダー平等 伊賀の未来へ」を掲げました。

性別という枠組みにとらわれず、誰もが自らの意思で生き方を選択し、心身ともに満たされる「多様な幸せ（ウェルビーイング）」を追求できる社会を目指すとともに、性の多様性への理解を深め、個人の尊厳が守られる地域社会を育んでいくことが本計画の重要な柱です。

本計画では、具体的に「ジェンダー平等実現に向けての意識づくりと教育の推進」「あらゆる分野でのジェンダー平等の推進」「個人の尊厳が守られ、安心して暮らせる社会の実現」という 3 つの基本目標を定め、施策を展開してまいります。

ジェンダー平等の実現は、行政だけで成し遂げられるものではありません。市民・事業所等の皆様とともに歩みを進め、誰もが輝ける伊賀の未来を共に築いていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました「伊賀市男女共同参画審議会」委員の皆様、ご意見をお寄せいただいた男女共同参画関係各位、意識調査やパブリックコメントにご協力いただいた市民の皆様に、心より御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

伊賀市長 稲森 稔尚



目次

第1章 計画策定にあたって	2
I. 計画策定の趣旨	3
II. 伊賀市を取り巻く現状	4
第2章 計画の考え方	9
I. 計画の構成	10
II. 計画の概要	11
III. 計画の体系	12
体系図	14
第3章 計画の内容	15
基本目標Ⅰ ジェンダー平等への意識づくりと教育の推進	16
基本施策① ジェンダー平等への意識づくり	17
基本施策② 保育・学校教育・生涯学習でのジェンダー平等の推進	18
基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進	20
基本施策③ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	22
基本施策④ 働く場でのジェンダー平等の推進	23
基本施策⑤ 地域社会でのジェンダー平等の推進	25
基本施策⑥ 家庭生活でのジェンダー平等の推進	27
基本目標Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安心して暮らせる社会の実現	29
基本施策⑦ あらゆる暴力の根絶	30
基本施策⑧ 生涯を通じた心身の健康づくり	32
基本施策⑨ 様々な困難な問題への支援	34
第4章 計画の推進体制	35
推進体制	36
参考資料	39
I. 伊賀市男女共同参画推進条例	40
II. 伊賀市男女共同参画審議会委員名簿	43
III. 伊賀市男女共同参画都市宣言	44
IV. SDGs	45
V. 男女共同参画社会基本法	46
VI. 男女共同参画に関する国内外のあゆみ	51
VII. 用語解説	56

◇ 第 1 章 ◇

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

I. 計画策定の趣旨

① ジェンダー平等の現状と重要性

2015年に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等は最重要課題の一つであり、すべての政策にジェンダー平等の視点を取り入れる「ジェンダー主流化」が基本原則とされています。これはSDGs達成の前提条件であり、その実現に向けた取組が世界中で加速しています。

しかし、日本の男女格差の改善は遅れています。2025年に世界経済フォーラムが公表したジェンダーギャップ指数では、日本は148カ国中118位と低迷しています。教育や健康分野では比較的高い評価を得ているものの、政治や経済分野では先進国の中で最低レベルに留まっており、ジェンダー平等に向けたさらなる推進は喫緊の課題となっています。

② 国・県・伊賀市の取組

国の「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2025（女性版骨太の方針 2025）」においては、「女性に選ばれ、女性が活躍できる地域づくり」などを重点方針として掲げており、地方におけるジェンダーギャップ解消の重要性が示されました。2025年度には「第6次男女共同参画基本計画」の策定も予定されており、女性の活躍推進や多様な価値観への対応が課題とされています。

また、三重県は令和3年策定の「第3次三重県男女共同参画基本計画」により、女性活躍を推進しています。しかし、特に経済分野でのジェンダーギャップの大きさが指摘されており、その解消を中心とした「三重県ジェンダーギャップ解消基本戦略（仮称）」が年度内に策定予定です。課題を可視化し、社会全体の構造変革をオール三重で取り組んでいくことを目的としています。

「第3次伊賀市総合計画」においては、一人ひとりが幸せを実感できる多様性・公正性・包摂性のある社会を築くことを目指しています。その中で、男女共同参画については、性別に関わらず、誰もがあらゆる場で活躍できる社会の実現を目指しています。

③ 伊賀市の計画と課題

伊賀市は、2006年に第一次「伊賀市男女共同参画計画」を策定して以降、社会情勢の変化に応じて継続的に改定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。現計画においても3つの目標に沿って概ね計画どおり取り組んだ結果、一定の成果に繋げることができましたが、なお課題が残っているのが現状です。

2024年度に実施した市民意識調査では、性別役割分担意識は改善傾向にあるものの、社会慣習や制度における男性優遇の意識が依然として根強く残っていることが明らかになりました。また、女性の就業やキャリアアップを妨げる最大の障壁は家事・育児の負担と認識されており、若年層でも性別役割分担意識を持つ割合が一定数存在する事も課題です。さらに、DV（ドメスティック・バイオレンス）に関する設問からは、被害者支援体制の整備が不十分であることが浮き彫りになりました。2024年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、体制のさらなる充実が求められています。

これらの課題を踏まえ、今後の計画を策定していく必要があります。

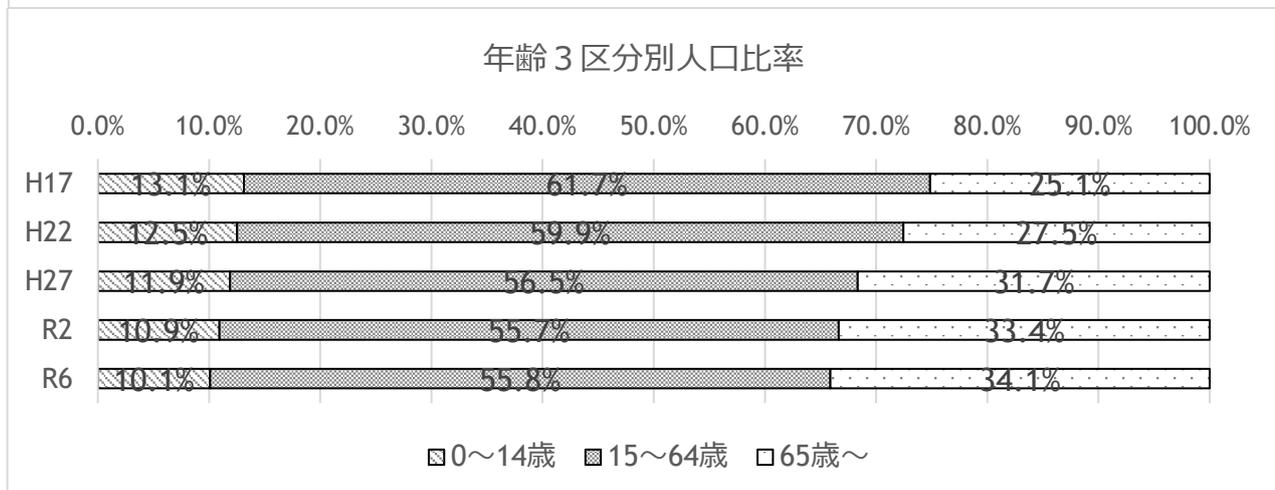
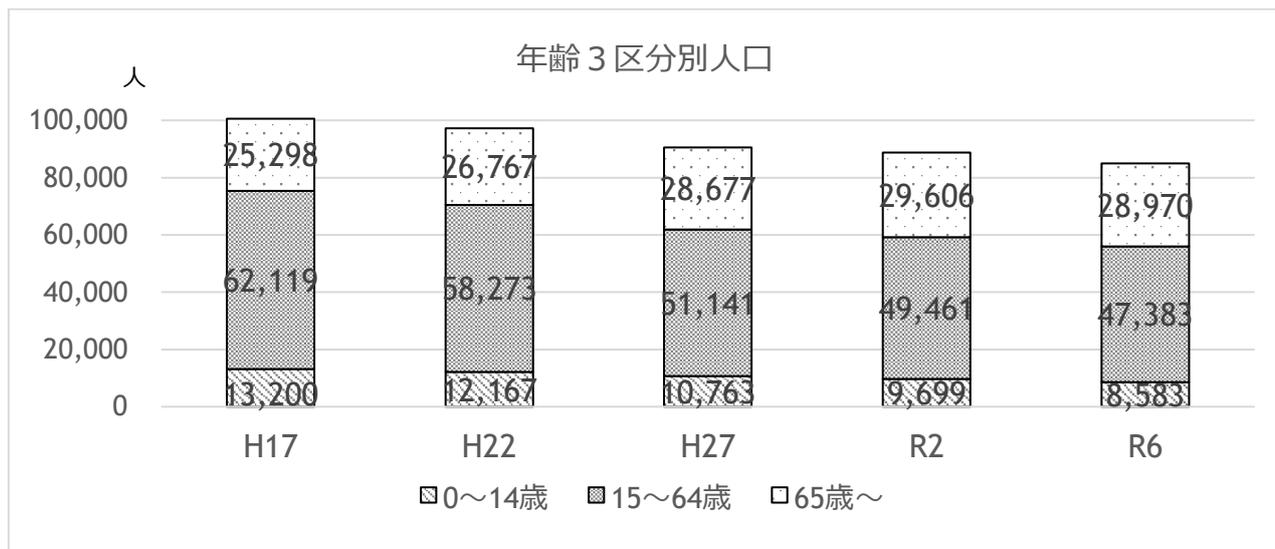
Ⅱ. 伊賀市を取り巻く現状

① 人口の状況

伊賀市の人口推移をみると、令和7年の総人口は84,060人で、令和3年から5,202人減少しています。年齢3区分別人口比率の推移では、年少人口（0～14歳）は減少する一方、高齢人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化がさらに進んでいることがうかがえます。



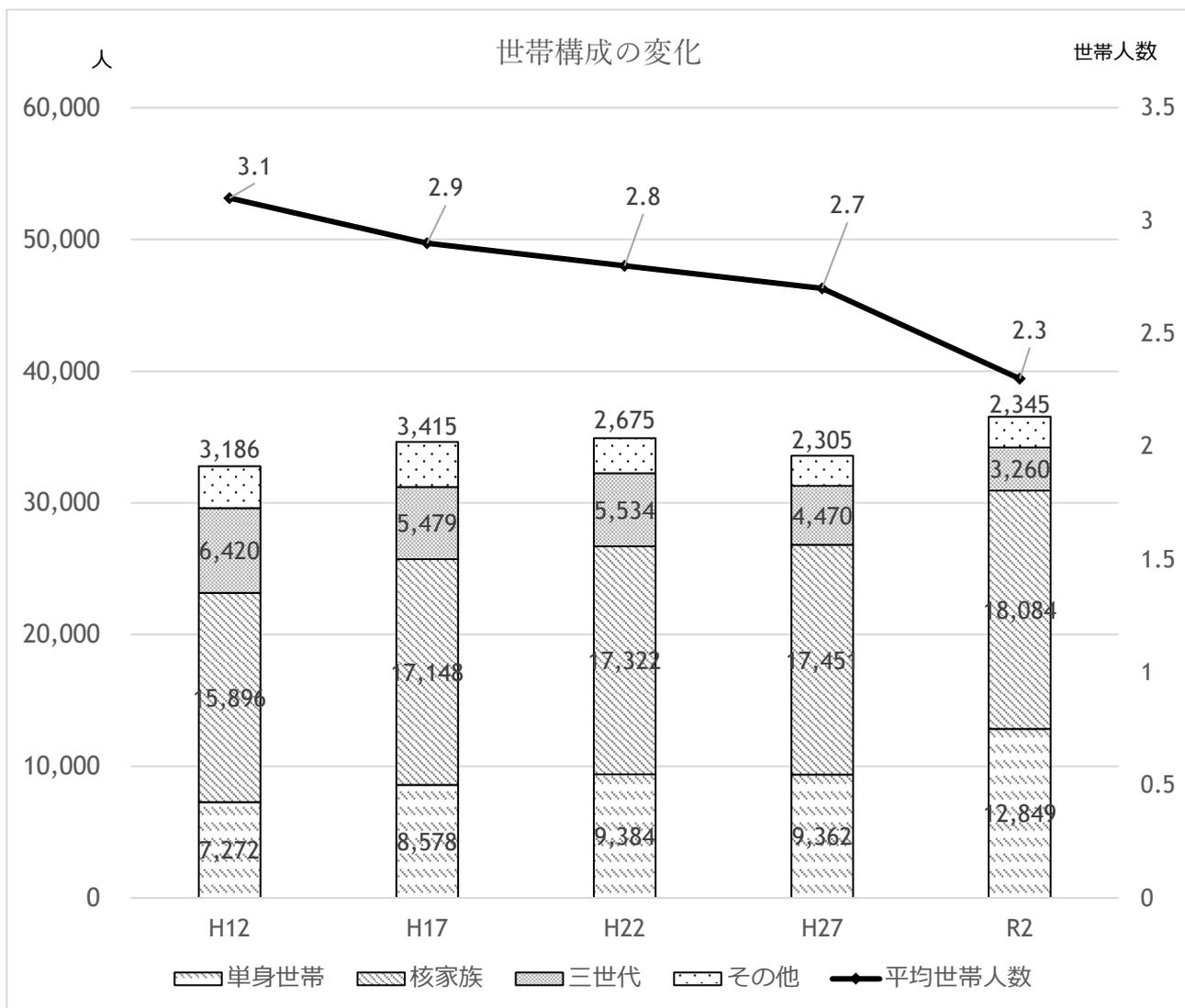
資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)



資料：国勢調査・住民基本台帳(R6.9.30)

② 世帯の状況

伊賀市の平均世帯人数は減少し続けており、平成12年の3.1人から令和2年には2.3人になっています。世帯構成で見ると、「単身世帯」と「核家族」の割合が増えており、令和2年には特に「単身世帯」が増加しています。

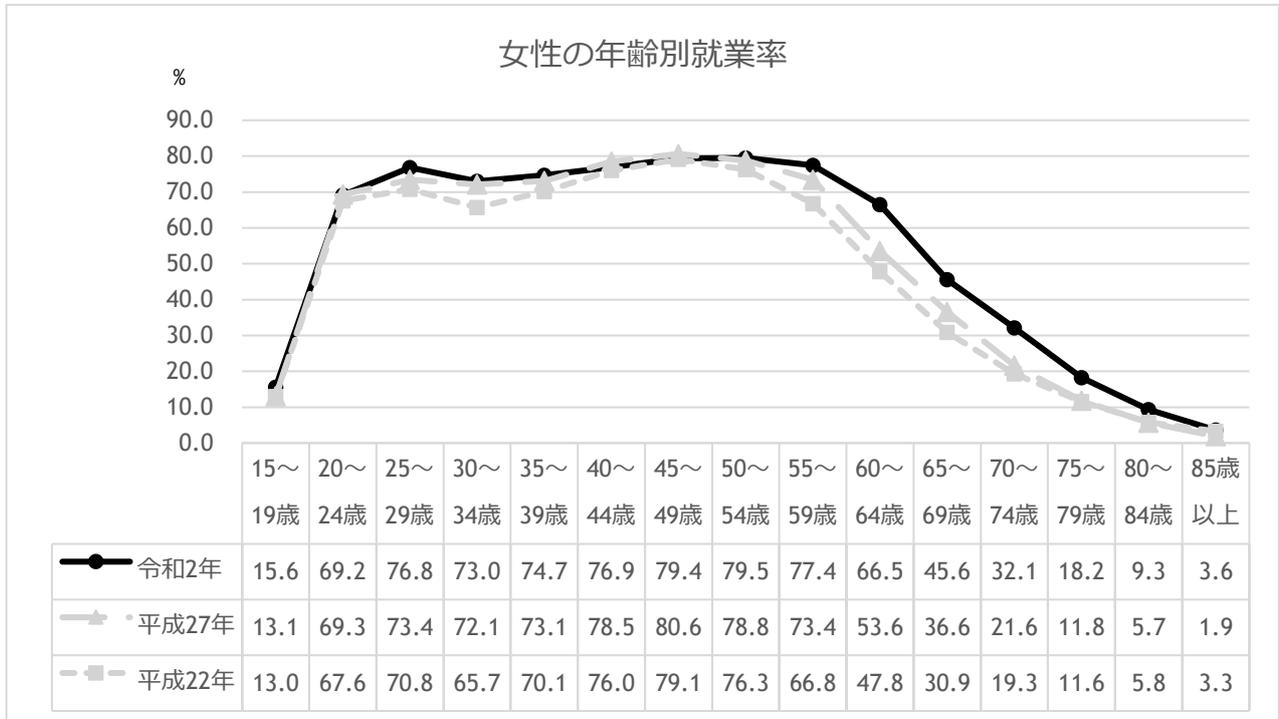


資料：国勢調査

③ 就業の状況

伊賀市の女性の年齢別就業率をみると、30歳代前半で就業率が落ち込むM字カーブはほぼ解消しています。また、60歳以上の就業率は増加傾向にあります。

このことから、働く女性に対して生涯を通じた健康づくりの重要性が増していると考えられます。

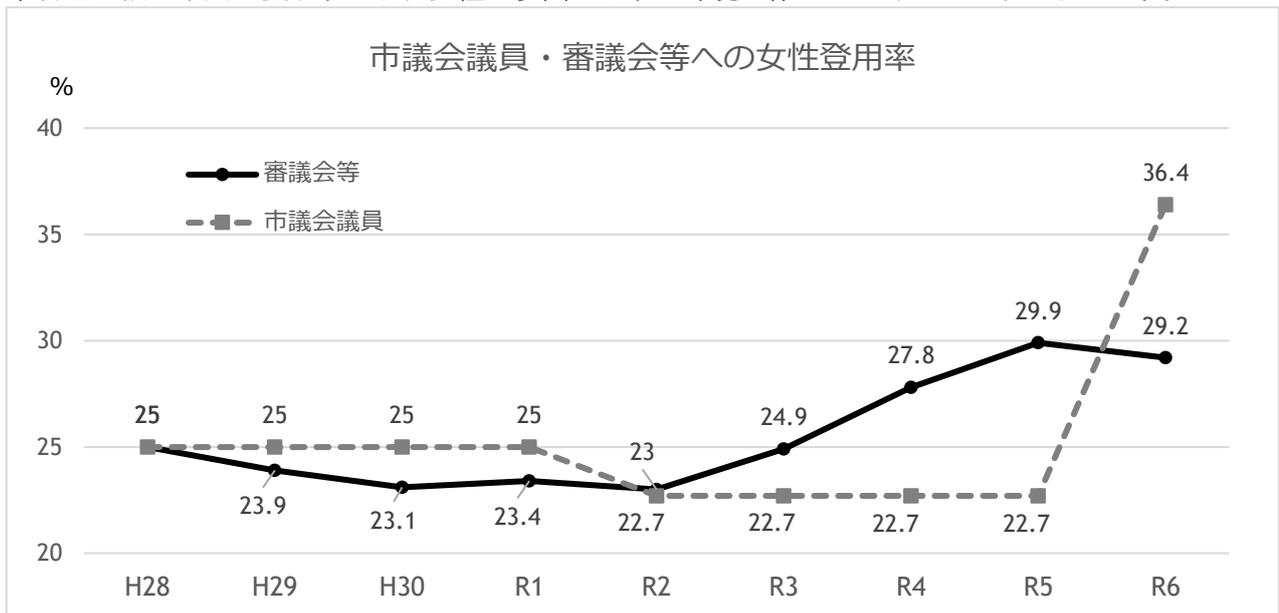


資料：国勢調査

④ 市議会議員の比率と審議会等への女性の登用率

市議会議員の比率や審議会等委員の女性登用率は増加傾向にありますが、いまだ3割程度に留まっています。

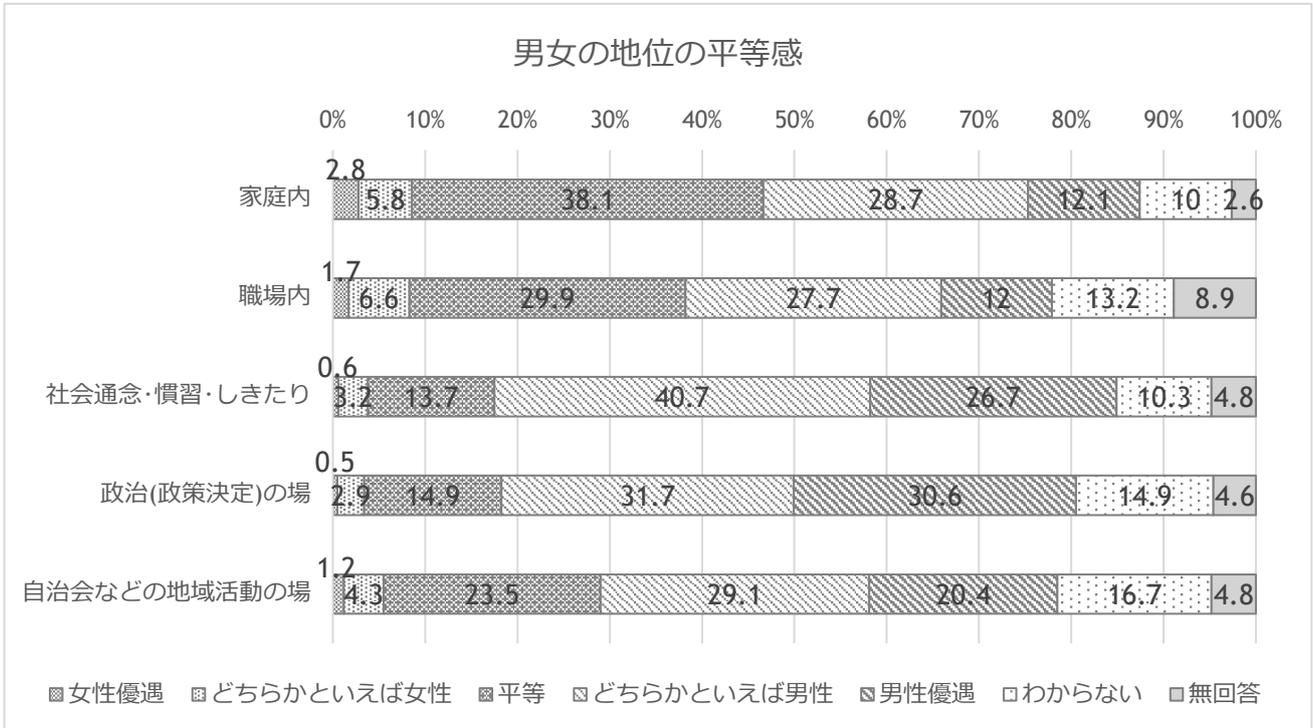
意思決定機関におけるジェンダーバランスの偏りを無くし、視点の多様性が損なわれることによって不利益を被る市民を減らすよう、女性が参画しやすい環境を作っていくことが求められます。



資料：庁内資料

⑤ 男女の地位の平等感

家庭内や職場内では平等と感じている市民の割合は3～4割程度となっていますが、社会通念・慣習・しきたりでは67.4%の市民が男性優遇と感じていることをはじめ、全体的に男性優遇と感じられています。市民や地域と共に不平等感の解消に向けて取り組んでいくことが重要です。

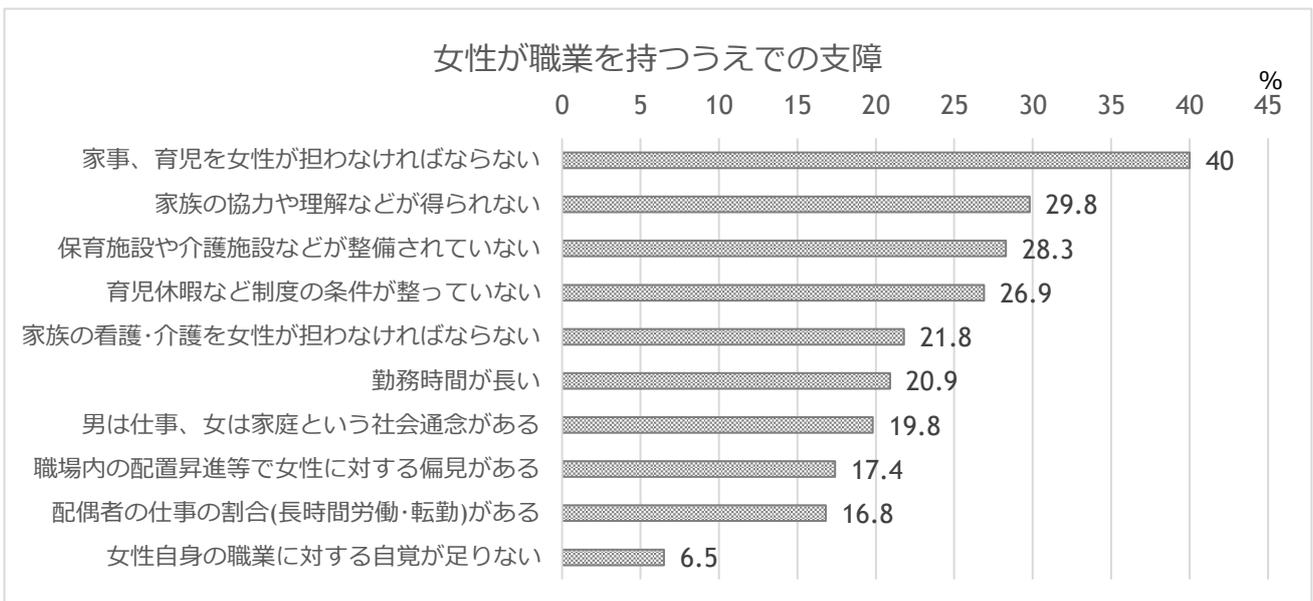


資料：「伊賀市男女共同参画に関する意識調査（令和6年度）」

⑥ 女性が職業を持つうえで支障となること

家事や育児、介護を支障になっていると感じている市民の割合が20～40%となっており、それに対する施設や制度が整っていないと感じている市民の割合が3割弱となっています。

このことから、家事や育児、介護に対する支援や、家庭内や職場内でのジェンダー平等意識の向上が求められます。



資料：「伊賀市男女共同参画に関する意識調査（令和6年度）」

◇ 第2章 ◇
計画の考え方

第2章 計画の考え方

I. 計画の構成

① 基本理念

第4次男女共同参画基本計画では、「多様な主体が活躍できる伊賀市の男女共同参画社会の実現」を基本理念として掲げ、性別に関わりなく誰もがいきいきと活躍できる社会を目指し、様々な施策を行いました。その結果、社会通念における意識などは徐々に改善されてきましたが、市民意識調査からは、依然としてジェンダーギャップ（性別による固定的な役割分担や偏見）が根強く残っていることが明らかになりました。また、これまでの取組の目的や成果が十分に伝わらず、地域社会において男女共同参画が進んでいるという実感が少ないという課題も浮き彫りとなりました。

これらの状況を踏まえ、第5次計画では、第4次計画の理念を継承しつつ、ジェンダーギャップの根本的な解消に重点を置き、誰もが共感できる基本理念を掲げます。また、性別にとらわれることなく、一人ひとりが自らの個性や能力を最大限に発揮し、心身ともに満たされる未来を築くことや、すべての人が安心して暮らし、自分らしい生き方を選択できるよう様々な施策を展開します。

以上のことから、ジェンダーギャップを解消し、すべての市民が「多様な幸せ（ウェルビーイング）」を実感できる社会の実現に向けて、以下のとおり基本理念を定めます。

◇ 基本理念 ◇

誰もが自分らしく生きる

ジェンダー平等 伊賀の未来へ

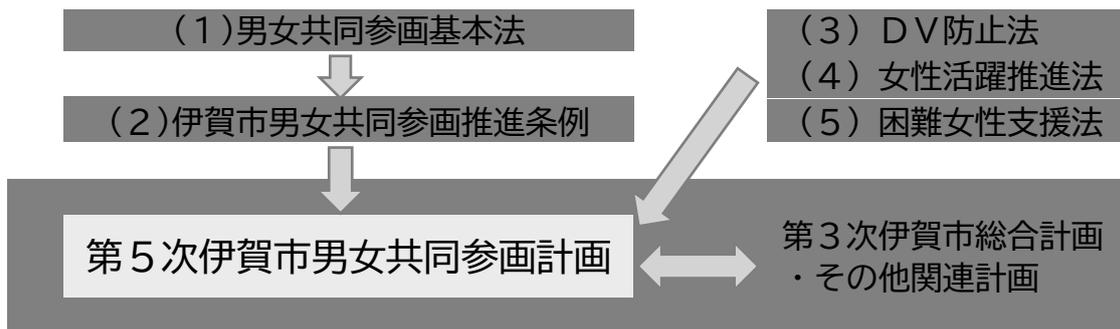
II. 計画の概要

① 計画の位置づけ

本計画は、次の法令で定める基本計画及び市町村計画に位置づけます。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項において策定が努力義務とされている市町村男女共同参画基本計画。
- (2) 「伊賀市男女共同参画推進条例」第 8 条に定める、男女共同参画の促進に関する基本的計画。
- (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以降「DV防止法」）第 2 条の 3 第 3 項において策定が努力義務とされている、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画。
- (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以降「女性活躍推進法」）第 6 条第 2 項において策定が努力義務とされている、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画。
- (5) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以降「困難女性支援法」）第 8 条第 3 項において策定が努力義務とされている、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画。

また、男女共同参画関連法令や上位計画である「第 3 次伊賀市総合計画」、その他関連計画の考え方や方向性との整合性を図ります。



② 計画の期間

本計画の推進期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間とします。

また、国の「第 6 次男女共同参画基本計画」（令和 8 年度～）や県の「第 3 次三重県男女共同参画基本計画第 2 期実施計画」（令和 8 年度～）との整合を図るとともに、推進期間内でも、施策の検証・市民意識の変化・社会情勢等に応じて弾力的に見直します。



Ⅲ. 計画の体系

ジェンダー平等の社会を実現するための施策を体系的に推進する必要があることから、この計画は『「基本理念」－3つの「基本目標」－9つの「基本施策」』を柱に構成します。

① 基本目標

「第4次基本計画」の基本目標を、男女共同参画社会の実現に向け、ジェンダー平等の視点で見直し、以下の3つの基本目標で構成することとします。

I. ジェンダー平等実現に向けての意識づくりと教育の推進

II. あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

III. 個人の尊厳が守られ安心して暮らせる社会の実現

② 基本目標の内容

I. ジェンダー平等実現に向けての意識づくりと教育の推進

すべての人が安心して暮らし、自分らしい生き方ができるジェンダー平等社会の実現にむけ、市民と共に考え、固定的役割分担意識をはじめとするジェンダーギャップの解消を図ります。

また、保育・学校教育の場においては、教育プログラムによるジェンダー平等意識を育むとともに、生涯にわたり継続的に学び合える場を作ることで、すべての年代で意識を高めジェンダー平等の社会を実現します。

◆基本施策

- ① ジェンダー平等への意識づくり
- ② 保育・学校教育・生涯学習でのジェンダー平等の推進

II. あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

社会の様々な分野において、いまだジェンダーギャップが多く残る現状を改善するため、政治・経済・社会などの分野における政策・方針決定の場へ、女性が参画しやすい環境を整えていきます。

また、職場や地域社会、家庭内など暮らしの中のあらゆる場面でのジェンダーギャップを解消するため、雇用環境での機会均等や幅広い業種での女性活躍推進、地域活動の場での多様な人々の参画、ワークライフバランス促進による家庭内での役割分担の見直しなど、主体的な活動の促進や暮らしやすい環境づくりに向けて、それぞれの分野において様々な取組を行います。

◆基本施策

- ③ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ④ 働く場でのジェンダー平等の推進
- ⑤ 地域社会でのジェンダー平等の推進
- ⑥ 家庭生活でのジェンダー平等の推進

III. 個人の尊厳が守られ、安心して暮らせる社会の実現

個人の尊厳が守られ、すべての人が自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向け、暴力やハラスメントの根絶、人生のあらゆるステージでの心身の健康づくり、様々な困難な問題を抱える人への支援など、市民のニーズに応じたきめ細やかな支援に取り組むことで、すべての人がウェルビーイングを実現できる社会を目指します。

◆基本施策

- ⑦ あらゆる暴力の根絶
- ⑧ 生涯を通じた心身の健康づくり
- ⑨ 様々な困難な問題への支援

③ 目標指標と各事業の進捗管理について

第5次男女共同参画基本計画においては、基本目標全体の進捗状況を測ることができる指標と計画最終年度の達成目標を設けます。また、各事業の進捗管理においては、事業毎に各担当課が目標を定め、年度ごとに評価することとします。

目標指標	目標数値 (現状値：令和6年度)
基本目標Ⅰ ジェンダー平等実現に向けての意識づくりと教育の推進	
「男は仕事、女は家庭・育児・介護」という考え方に否定的な市民の割合	80% (72.6%)
家庭内で、「男女の地位が平等になっている」と思う市民の割合	50% (38.1%)
職場内で、「男女の地位が平等になっている」と思う市民の割合	40% (29.9%)
自治会・住民自治協議会などの地域活動の場で、「男女の地位が平等になっている」と思う市民の割合	30% (23.5%)
基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進	
市の審議会等への女性登用率	40% (29.2%)
市内の事業所の係長級以上の管理職のうち女性の占める割合	25% (18.5%)
住民自治協議会運営委員の女性の参画率	30% (18.0%)
基本目標Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安心して暮らせる社会の実現	
DV等の被害を受けた際の相談先について、「相談窓口として知っているところは無い」市民の割合	5%以下 (10.6%)
心とからだの健康のため必要だと思う取組の内、「性の多様性に対する理解を進める啓発、情報提供の推進」を選択する市民の割合	20% (14.4%)
乳がん、子宮がんの検診の受診率	乳がん 16%(13.8%) 子宮がん 13%(10.2%)

[体系図] 未来へつなぐ ジェンダー平等◆伊賀プラン

～第5次伊賀市男女共同参画基本計画～

基本
理念

誰もが自分らしく生きる
ジェンダー平等
伊賀の未来へ

基本目標Ⅰ ジェンダー平等実現に向けての意識づくりと教育の推進

基本施策① ジェンダー平等への意識づくり

1. ジェンダー平等の意義や目的のさらなる共有
2. 地域の慣習や社会通念の見直し
3. 多様性を尊重する広報・啓発

基本施策② 保育・学校教育・生涯学習でのジェンダー平等の推進

4. 健やかな成長のためのジェンダー視点に立った教育実践
5. 保育所（園）・幼稚園・こども園・学校生活を通じたジェンダー平等の推進
6. 多様性を尊重する社会を育む市民の学習機会提供
7. 多様な性の理解促進のための情報の提供

基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

基本施策③ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

8. 政策・方針決定の場への女性の参画拡大
9. 市における女性登用の推進

基本施策④ 働く場でのジェンダー平等の推進

10. 働く場での男女の平等な機会と待遇の確保
11. 農林業・自営業などでの女性活躍の促進
12. 女性の就職支援
13. 行政・企業における多様な働き方の推進

基本施策⑤ 地域社会でのジェンダー平等の推進

14. 社会・地域活動でのジェンダー平等の意識づくり
15. 女性のエンパワーメント
16. ジェンダー平等を進める担い手の支援

基本施策⑥ 家庭生活でのジェンダー平等の推進

17. ライフイベントにおける公平な役割分担の推進
18. 男性の家庭生活参画推進
19. ワークライフバランス実現のための子育て・介護支援の充実

基本目標Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安心して暮らせる社会の実現

基本施策⑦ あらゆる暴力の根絶

20. 暴力を許さない社会への意識啓発
21. DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者に対する相談の充実と支援
22. ハラスメント防止の取組

基本施策⑧ 生涯を通じた心身の健康づくり

23. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発
24. 性の多様性に対する理解を進める取組、情報提供の推進
25. 男女の性差に応じた医療・相談の充実
26. 思春期・更年期の健康支援、母子保健の充実

基本施策⑨ 様々な困難な問題への支援

27. 様々な困難をかかえる人々への対応
28. 困難な問題をかかえる女性への相談・支援の充実
29. 地域防災への女性参画の拡大

◇ 第3章 ◇
計画の内容

基本目標Ⅰ ジェンダー平等実現に向けての意識づくりと教育の推進

【現状と課題】

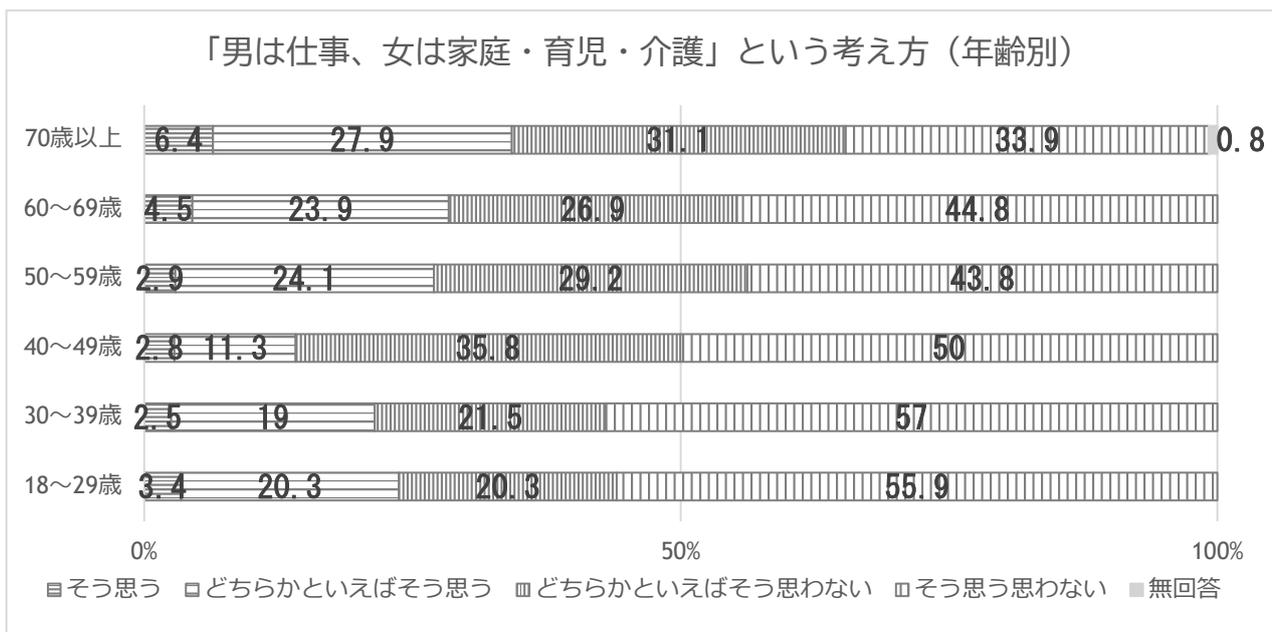
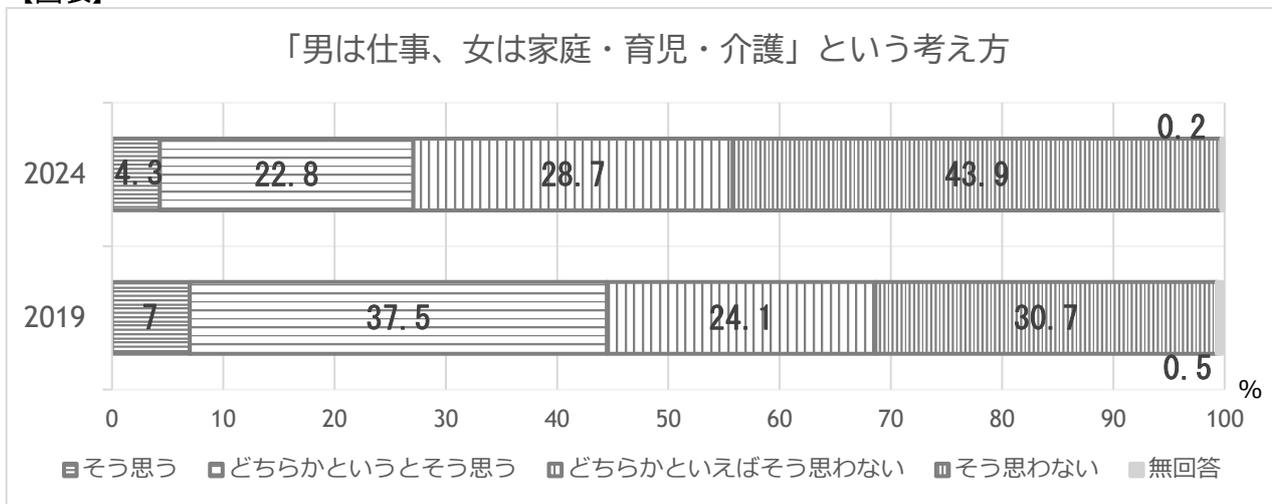
「男性は仕事、女性は家庭・育児・介護」という考え方に賛成する人の割合は、全体的に減ってきています。

しかし、年代によって意識に違いがあり、特に40代ではこの考え方に賛成する人が最も少なくなっている一方で、50代以上では3割程度、30代以下でも2割程度の人が賛成しています。

誰もが自分らしく生きられる社会にするために、性別による役割分担の意識を変えていくことが大切であり、取組を続けていく必要があります。

このことから、ジェンダー平等に関する講座や広報等を通じた情報を発信していくと共に、子どもの頃からジェンダー平等について考えるきっかけをつくるために、保育・教育機関等と連携した教育の取組を充実させ、また、幅広い層に向けた生涯学習など、年齢を問わず誰もが学び続けられる機会を構築します。

【図表】



「伊賀市男女共同参画に関する意識調査（令和6年度）」

ジェンダー平等への意識づくり

具体的施策1 ジェンダー平等の意義や目的のさらなる共有

事業名	法律等についての学習機会の提供
事業概要	国、県における男女共同参画に関わる法律・条例や「伊賀市男女共同参画都市宣言」「伊賀市男女共同参画推進条例」などについての意義・目的の共有に努めます。

具体的施策2 地域の慣習や社会通念の見直し

事業名	地域団体等に対する慣習等の見直しの働きかけ
事業概要	人権問題地区別懇談会や研修等を通して、性別による固定的役割分担意識など、地域における慣習・社会通念の見直しについての働きかけを行います。

具体的施策3 多様性を尊重する広報・啓発

事業名	男女共同参画センター情報紙の発行
事業概要	市民ボランティアと共に、情報紙「きらきら」を企画・制作し、ジェンダー平等に関する情報を市内各所に配布します。
事業名	情報の理解・判断力を高める講座の開催
事業概要	様々なメディアから受け取る情報を、ジェンダー平等の視点で読み解く力を身に付ける講座を開催します。
事業名	市広報紙における表現の点検
事業概要	ジェンダー平等の視点に立って、市広報紙の記事内容を点検します。

○市民の役割

ジェンダー平等に関する知識を深めましょう。家庭内でも性別にとらわれない家事や育児、介護の分担を話し合い、性別に基づく固定観念を身近なところから変えていきましょう。

○事業所等の役割

性別に関わらず能力で公正に評価する人事制度の導入や、柔軟な働き方などを推進し、従業員一人ひとりが働きやすい職場づくりに努めましょう。

○地域の役割

地域のイベントや集会、公共スペースを活用してジェンダー平等に関する情報を共有し、住民同士の意識向上を図りましょう。

保育・学校教育・生涯学習でのジェンダー平等の推進

具体的施策4 健やかな成長のためのジェンダー視点に立った教育実践

事業名	ジェンダー平等の保育・教育の推進と研修の充実
事業概要	すべての保育所（園）・幼稚園・こども園・学校でジェンダー平等の保育・教育を実践するために、職員研修の充実と意識向上を図り、指導方法等の研究を進めます。
事業名	青少年健全育成活動の推進
事業概要	ジェンダー平等の視点で、青少年の健全育成を進めるための取組を推進します。

具体的施策5 保育所（園）・幼稚園・こども園・学校生活を通じたジェンダー平等の推進

事業名	ジェンダー平等社会を目指した教育の推進
事業概要	保育所（園）・幼稚園・こども園・学校で、ジェンダー平等の保育・教育を実践します。
事業名	職場体験、ボランティア等の体験活動の充実
事業概要	すべての学校で、子どもたちが自己の性別にとらわれず自由に職業や生き方を選べるキャリア教育を推進します。
事業名	学校生活の役割におけるジェンダー平等の浸透
事業概要	すべての学校で、清掃や給食当番、委員会活動などあらゆる場面を通して、性別を問わず協力しあい、自律的に行動する態度を育みます。
事業名	職員の校務分担における男女共同参画の推進
事業概要	すべての学校で、教職員の性別にとらわれず、個々の適性に応じた校務分掌配置を推進します。
事業名	女性教員の管理職登用支援
事業概要	教育現場における女性教員のリーダーシップを育むため、管理職へのキャリアを積極的に支援します。

具体的施策6 多様性を尊重する社会を育む市民の学習機会提供

事業名	講座等を通じたジェンダー平等の視点の学習
事業概要	人権問題地区別懇談会や生涯学習推進事業等において、ジェンダー平等をテーマに取り上げ学習を進めます。また、男女共同参画フォーラムや講座・ワークショップを開催し、市民の学習機会を提供します。
事業名	サークル活動を通じた男女共同参画の促進
事業概要	生涯学習サークル活動団体等に対して、ジェンダー平等について知識を広げる機会をつくれます。 また、性別にとらわれず誰もが希望するサークルに参加できるよう推進します。

具体的施策7 多様な性の理解促進のための情報の提供

事業名	ジェンダー平等や多様な性のあり方に関する情報の収集と提供
事業概要	国・県・関係機関からのジェンダー平等や多様な性のあり方に関する広報紙・情報紙等を広く提供します。
事業名	ジェンダー平等や多様な性のあり方に関する図書等の充実
事業概要	ジェンダー平等や多様な性のあり方に関する図書やDVDなどを充実させ、市民が利用しやすい環境を整えます。

○市民の役割

家庭での子育てや身近な人間関係において、性別にとらわれない言動を心がけましょう。また、学習機会に積極的に参加したり、子どもたちが多様な価値観に触れられるようサポートすることで、次世代を育む土壌を築いていきましょう。

○事業所等の役割

性別に関係なく誰もが能力を発揮できるよう、ジェンダー平等に関する市の取組に参加したり、従業員への啓発活動を行いましょ。

○地域の役割

地域住民や保育・教育関係者とのネットワークを築き、ジェンダー平等の教育実践を支援する体制を整えたり、学ぶ機会を多世代に提供しましょう。

基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

【現状と課題】

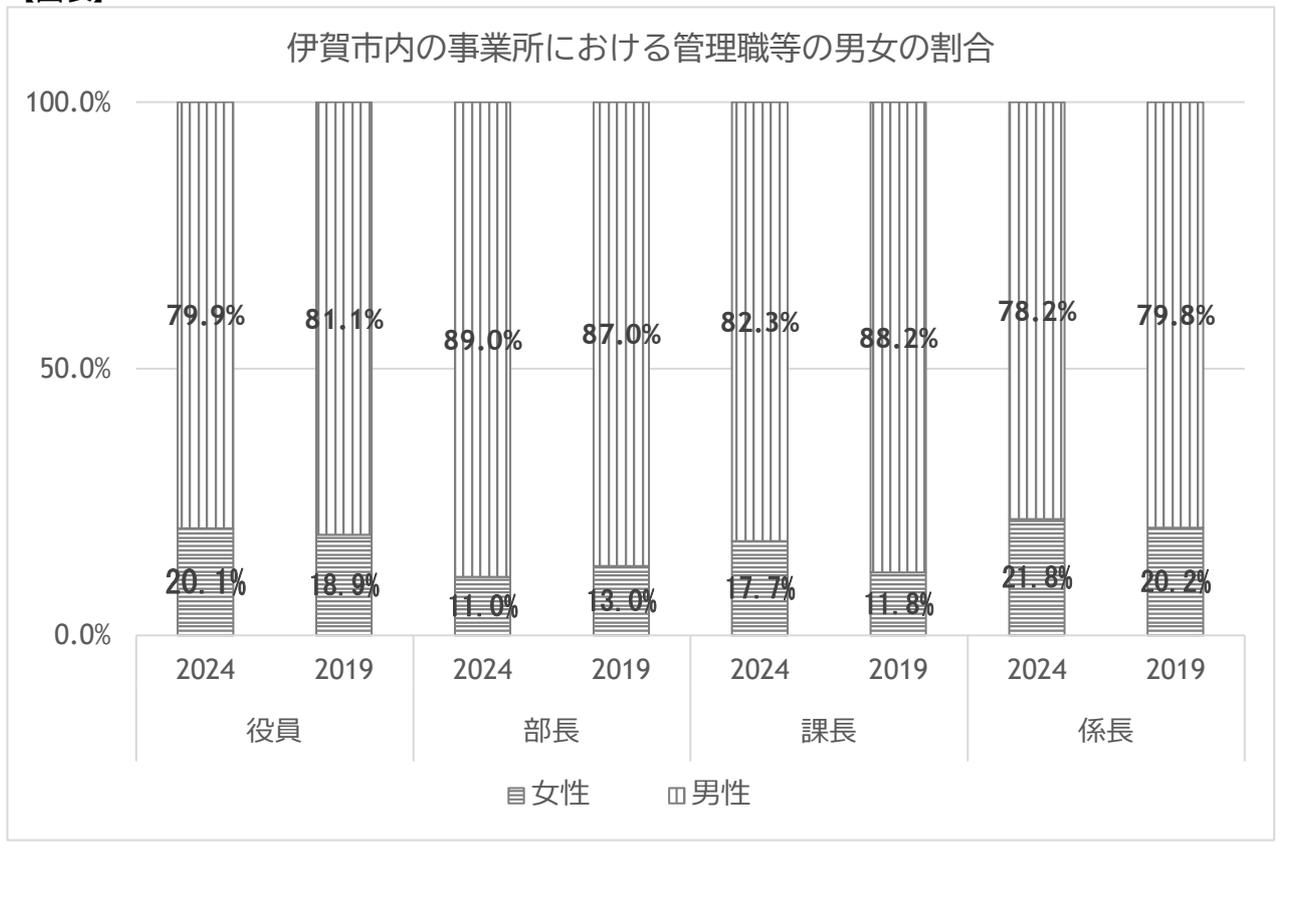
伊賀市の市議会議員の内、女性が占める割合は 36.4%と全国でも上位にあります。一方で、住民自治協議会では 278 組織の内、女性の会長は 4 名に留まっています。また、伊賀市内の事業所における管理職等の役職についている女性は、若干増加する傾向にありますが、概ね 2 割程度となっています。

夫婦間での家庭内の役割分担は、前回調査より「夫婦で同じくらい」が 2～5 ポイント程度増加しているものの、まだまだ偏りが大きい状況にあります。

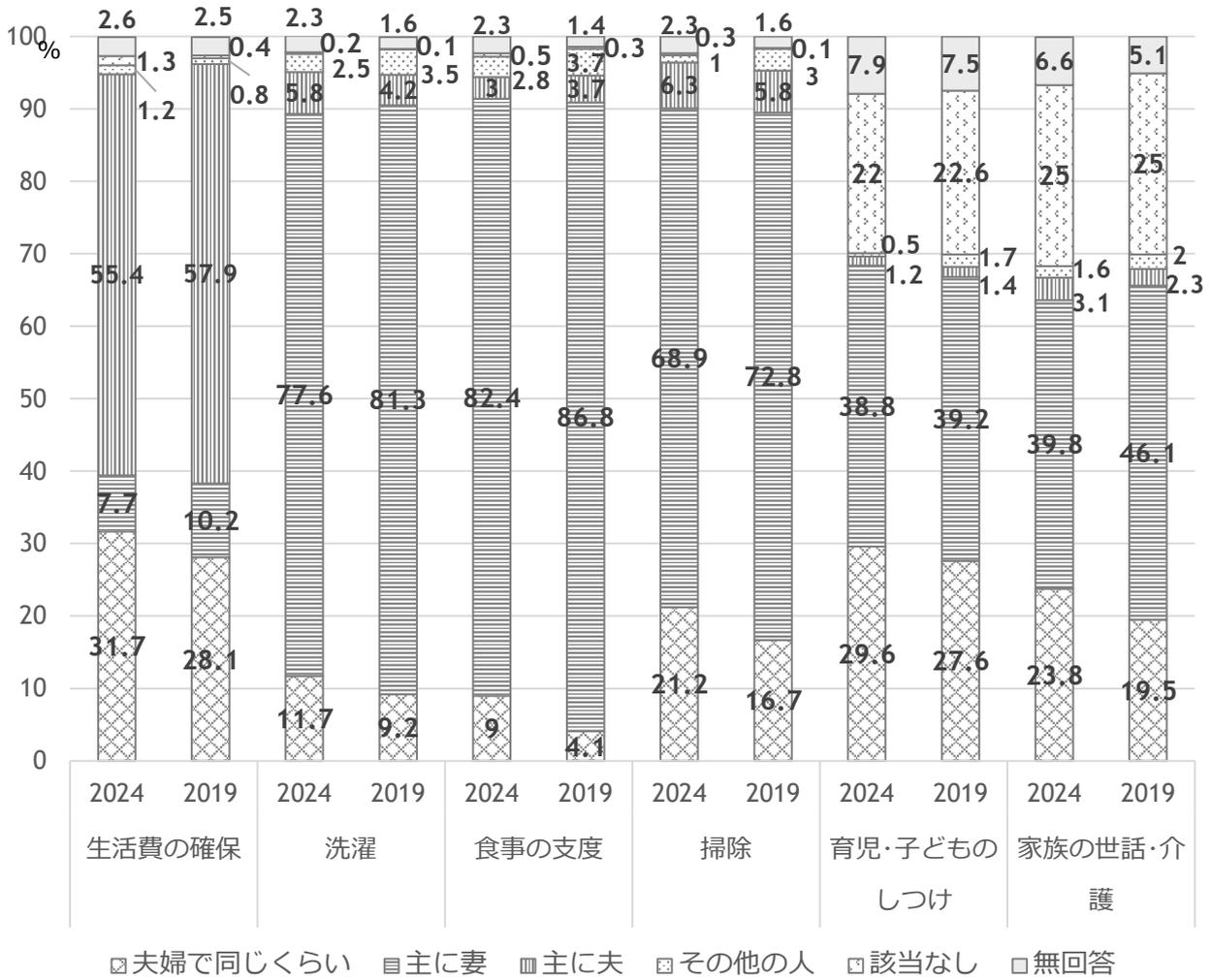
これらの現状を踏まえ、社会のあらゆる場面でのジェンダーギャップを解消するため、意思決定機関への女性登用をさらに促進し、多様な視点を政策に取り入れていきます。

また、職場や地域社会、家庭など、暮らしの中のあらゆる場面でジェンダーギャップの解消を目指し、雇用環境における機会均等の確保や、地域活動での固定的役割分担意識の解消、ワークライフバランスの促進による家庭内役割分担の偏りの解消などに取り組み、すべての人が自分らしい生き方や活躍を実現できる伊賀市を目指します。

【図表】



夫婦間での家庭内の役割



「伊賀市男女共同参画に関する意識調査（令和6年度）」

政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策8 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

事業名	企業に対する女性登用の情報提供と働きかけ
事業概要	企業が女性をさらに積極的に登用できるよう、企業訪問や、県・関係団体と連携し、女性の活躍推進事例に関する情報提供と登用への働きかけを行います。
事業名	自治会等地域での女性参画への働きかけ
事業概要	住民自治協議会や自治会などに対し、地域社会における女性の意思決定の場への参加を働きかけます。

具体的施策9 市における女性登用の推進

事業名	審議会等委員の女性登用の拡大
事業概要	審議会等への推薦団体に対し、女性登用の重要性を周知し意識向上を図ります。また、審議会等の状況に応じて、人材バンクの登録者活用や関係団体への協力要請などを通じ、女性の登用を促します。
事業名	市職員の管理職への女性登用の推進
事業概要	働き方に関する個人の価値観や意向希望を尊重し、能力と適正による登用を基本として、女性職員の管理職への登用が進むようキャリア形成や能力開発の支援に取り組みます。

○市民の役割

ジェンダー平等への理解を深め、地域や自治会活動で女性の意見が反映されるよう、協力しあいましょう。

○事業所等の役割

性別に関わらず柔軟な働き方を導入し、女性が働きやすく管理職として成長できる環境を整備しましょう。

○地域の役割

自治会や住民自治協議会などで研修や話し合いを行い、女性役員の登用を促すとともに、女性が地域の政策や方針を決める場に積極的に参加できる環境や意識づくりを進めましょう。

働く場でのジェンダー平等の推進

具体的施策 10 働く場での男女の平等な機会と待遇の確保

事業名	雇用に関する関係法令の周知
事業概要	募集・採用・配置・昇進等に関して、性別による格差が生じないように、事業所への関係法令の周知徹底に努めます。
事業名	労働相談の充実
事業概要	関係機関と連携し、就労形態・労働条件等の労働問題の全般的な事項について、相談業務の充実を図ることで女性就業の支援に努めます。
事業名	働く女性の妊娠・出産に関わる保護等健康管理の啓発
事業概要	妊産婦に対し、専門スタッフによる就労状況の相談や各種支援制度の情報提供を行います。
事業名	LGBTQ+当事者等の労働環境における取組の推進
事業概要	企業・事業所等において、LGBTQ+当事者が自分らしく就労できる環境整備を進めるための働きかけを行います。

具体的施策 11 農林業・自営業などでの女性活躍の促進

事業名	認定農業者制度、家族経営協定活用等の促進
事業概要	農業や自営業などの家族経営において、性別によらず家族が協力し、お互いを理解し合えるよう、「家族経営協定」などのしくみの活用を促します。 また、「伊賀農業女性ネットワーク」などを通じて、女性の認定農業者をはじめ、農業に意欲のある女性の活動を積極的にサポートします。
事業名	自営業に従事する女性への支援
事業概要	商工会や商工会議所と連携し、自営業者が性別によらず活躍できるよう、講座や相談会の情報を発信し支援します。

具体的施策 12 女性の就職支援

事業名	再就職等への情報提供
事業概要	県や関係機関と連携して、再就職に関する相談や、教育訓練に関する情報提供を行います。
事業名	再就職等への支援
事業概要	就労が可能でありながら就職が難しい女性に対して、就職相談を行います。ハローワークと連携し、個別の状況に応じた具体的な就職先の紹介や、地域の企業とのマッチングなどの支援を行います。

具体的施策 13 行政・企業における多様な働き方の推進

事業名	放課後児童クラブの取組
事業概要	放課後児童クラブの充実等、仕事と子育ての両立を支援します。
事業名	事業者に対する両立支援の働きかけ
事業概要	事業者に対し、仕事と家庭の両立支援に係る制度の定着及び利用促進を、企業訪問やセミナー開催により働きかけます。 また、働き方改革に関する講座を開催します。

○市民の役割

性別や性的指向にかかわらず、誰もが働きやすい職場環境になるように取り組みましょう。また、育児や介護は性別を問わず分担するという意識を持ち、実践していきましょう。

○事業所等の役割

採用から昇進まで性別による偏りをなくし、柔軟な働き方や育児・介護休業制度を導入・利用促進することで、従業員が仕事と家庭を両立できる環境を整えましょう。また、LGBTQ+への理解を深めましょう。

○地域の役割

地域イベントや広報を通じて、ジェンダー平等やLGBTQ+への理解を広め、働きやすい環境づくり、農業や自営業の女性の活躍の場を地域全体で支援しましょう。

地域社会でのジェンダー平等の推進

具体的施策 14 社会・地域活動でのジェンダー平等の意識づくり

事業名	住民自治協議会等における男女共同参画の推進
事業概要	住民自治協議会や自治会などに対し、女性が積極的に地域活動に参加できるよう、研修会や講座などの情報提供を行います。
事業名	NPO団体等との協働体制の確立
事業概要	男女共同参画ネットワーク会議会員や、市内で活躍するNPO団体等との協働を図ります。

具体的施策 15 女性のエンパワーメント

事業名	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議の充実
事業概要	ネットワーク会議会員と連携し、フォーラムの実施や研修等の開催により意識づくりを行います。
事業名	人材バンクの充実と活用
事業概要	様々な能力や資格等を持つ人材を登録した人材バンクについて、より広い分野からの登録者が増えるよう促すとともに、その人材を各分野で活用できるよう支援します。
事業名	起業を支援する情報提供及び必要な知識等の獲得機会の提供
事業概要	県などの関係機関と連携し、起業を志す女性に対して、起業に関する知識等を習得できる講座等の学習機会の提供を行うことにより支援を行います。
事業名	女性の能力向上・スキルアップのための支援
事業概要	女性が能力を高め、キャリアを築けるよう様々な講座を通じて支援します。また、生理用品配布による女性のエンパワーメント向上と生理に対する社会の理解を広める啓発活動を行います。
事業名	政治分野における男女共同参画推進法についての啓発
事業概要	女性議員の活動を分かりやすく紹介し、市民に女性の政治分野への参加をより身近に感じてもらうことで、関心を高めることを目指します。

具体的施策 16 ジェンダー平等を進める担い手の支援

事業名	ジェンダー平等を進める指導者の育成とスキルアップのための支援
事業概要	ジェンダー平等社会の実現を目指す担い手となるリーダーを育てるための講座を開催し、スキルアップを支援します。

○市民の役割

地域活動へ積極的に参加し、男女が共に意思決定の場に関わることへの理解を深め、協力しましょう。また、多様な視点を持つリーダーの育成に協力し、ジェンダー平等な社会づくりに貢献しましょう。

○事業所等の役割

女性従業員が能力を伸ばせるよう、研修や資格取得を支援しましょう。また、地域活動への参加を促し、ジェンダー平等の地域社会へ貢献しましょう。

○地域の役割

地域でジェンダー平等を推進するリーダーを育成する講座を開催し、地域全体でのジェンダー平等の推進をサポートしましょう。

家庭生活でのジェンダー平等の推進

具体的施策 17 ライフイベントにおける公平な役割分担の推進

事業名	家事・介護におけるジェンダー平等の意識づくり
事業概要	性別に関わらず家事や介護をともに担うことができるよう、教室の開催や広報紙などで意識づくりを行います。
事業名	家庭教育を通じたジェンダー平等の意識づくり
事業概要	学校・幼稚園・保育所（園）・こども園での行事や学習会への保護者の参加を呼びかけ、子育ては男女が共同で行うという意識を広め、父親が育児に主体的に関われるよう支援します。
事業名	家庭生活でのジェンダー平等の意識づくりの支援
事業概要	講座等を通じて市民の家庭生活でのジェンダー平等の意識づくりを支援します。

具体的施策 18 男性の家庭生活参画推進

事業名	男性の育児参加への意識づくり
事業概要	男性向けの育児講座などを開催し、知識を深める機会を提供することで、子育ては男女が共同で行うという意識づくりを進めます。
事業名	男性の家事自立への働きかけ
事業概要	男性が生活面で自立ができるよう、講座や情報誌などを通して支援します。

具体的施策 19 ワークライフバランス実現のための子育て・介護支援の充実

事業名	子育て相談・支援体制の充実
事業概要	伊賀市子ども計画に基づき、安心して子育てができるよう相談・支援体制の充実を図ります。また、ひとり親家庭等の経済的自立の支援に努めます。
事業名	地域支援の充実
事業概要	伊賀市高齢者福祉計画に基づき、高齢者が安心して地域で住み続けられるよう、地域支援体制の充実を努めます。
事業名	障がい者福祉サービスの充実
事業概要	伊賀市障がい福祉計画及び伊賀市障がい者福祉計画の進捗状況の確認や評価を行い、障がい者福祉サービスを充実させます。
事業名	高齢者相談窓口の充実
事業概要	地域包括支援センターを中心とした高齢者相談窓口の充実及び支援体制の強化を図ります。

○市民の役割

家庭生活におけるジェンダー平等を推進するために、家事や育児、介護のスキルや知識を習得し、家族で役割分担について話し合い、性別に関わらず家事や介護を分担することで、互いに協力し尊重し合う関係を築きましょう。

○事業所等の役割

企業は、長時間労働を是正し、社員が仕事と家庭を両立できるよう支援することで、性別に関係なく家事や育児、介護に積極的に関わられるよう多様な働き方を導入し、社員の柔軟な働き方を尊重しましょう。

○地域の役割

地域で子育てや介護の講座を開催し、男女が協力して家事や育児を分担する意識を育てるとともに、困っている人を助け合う仕組みも強化しましょう。

基本目標Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安心して暮らせる社会の実現

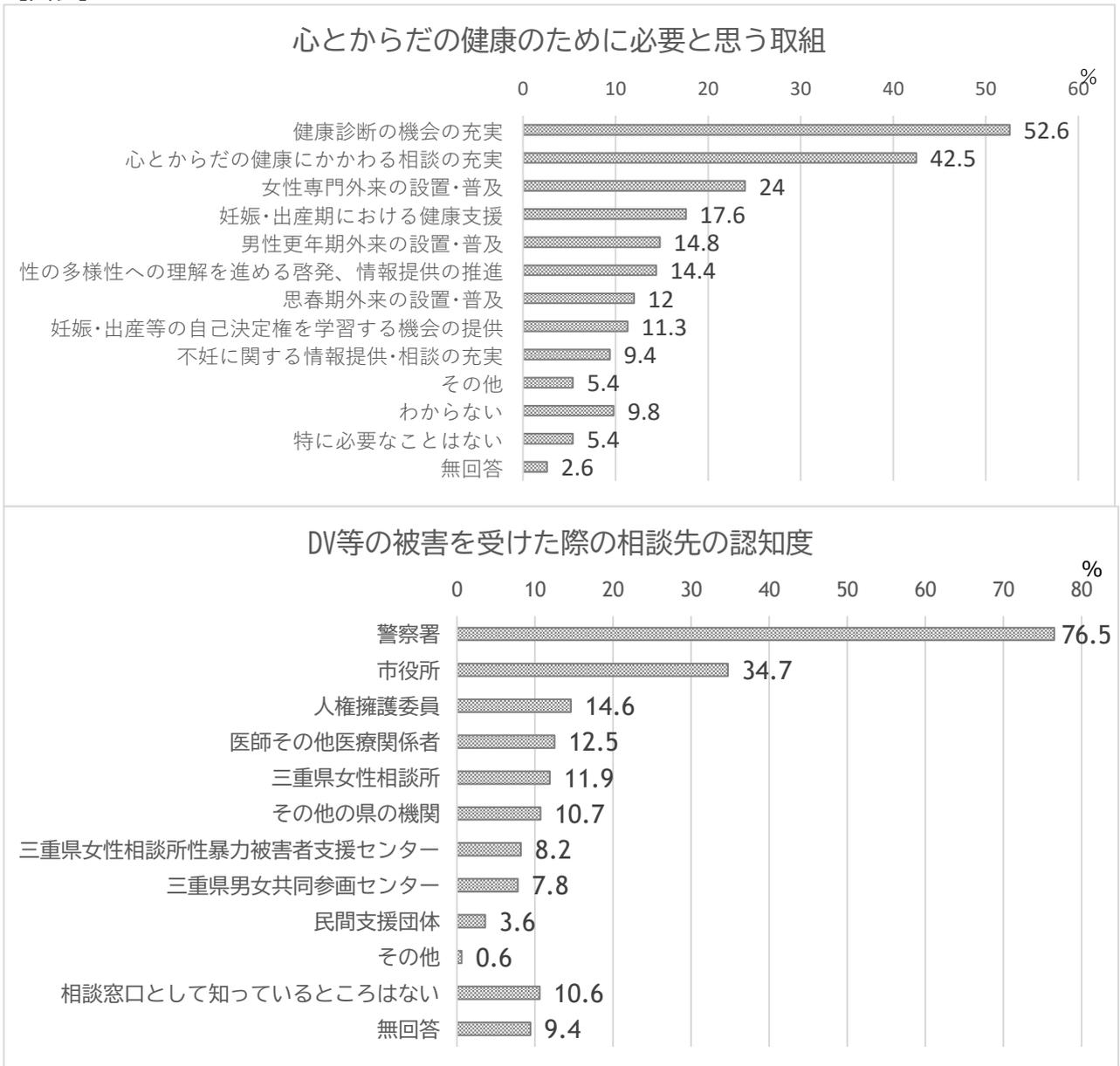
【現状と課題】

伊賀市では、8割強の市民が健康診断を受診している一方で、診断や相談の機会の充実が多く求められています。

DV（ドメスティック・バイオレンス）や様々なハラスメントの内容については、概ね8割の市民に認知されていますが、約1割の市民が過去、もしくは現在もDVの被害を受けています。また、相談先を知らない市民が約1割、警察署や市役所を除く、相談先の認知度も約1割に留まっています。

これらのことから、さらに気軽に相談できる機会を増やしていくことが求められています。また、DVやハラスメントの被害を受けている人を含め広く情報を提供するとともに、誰もが安心して暮らせるよう、DVやハラスメントの根絶を目指して、心身の健康を支える相談体制や学習機会、啓発の充実を図り、一人ひとりが自分らしく生きられる社会を作ります。

【図表】



「伊賀市男女共同参画に関する意識調査（令和6年度）」

あらゆる暴力の根絶

具体的施策 20 暴力を許さない社会への意識啓発

事業名	女性への暴力に対する社会的認識の浸透
事業概要	DVや性犯罪など、女性に対するあらゆる暴力を人権侵害と捉え、暴力が起こる社会的背景への理解を深めてもらうため、リーフレットの配布やパネル展を通じて啓発活動を行います。
事業名	DV防止法、ストーカー規制法等の学習機会の提供
事業概要	DV防止法やストーカー規制法などの法的知識を学ぶ機会を提供することで、被害者が早期に被害を認識し、適切な支援につながる仕組みを作ります。
事業名	加害者にならないための啓発
事業概要	NPO団体及び教育現場との協働による、デートDVをはじめとした加害者にならないための啓発を図ります。
事業名	性犯罪、売買春、ストーカー等についての学習機会の提供と啓発
事業概要	すべての中学校で、性犯罪、売買春、ストーカー等についての学習会・研修を行います。
事業名	地域の犯罪防止に配慮した環境の取組
事業概要	公共施設や不特定多数の人が利用する施設のパトロールを実施し、性犯罪につながる恐れのある掲示物や差別落書きの早期発見、人権侵害の未然防止に努めます。

具体的施策 21 DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者に対する相談の充実と支援

事業名	相談体制の充実
事業概要	心のケアに配慮し、電話や面接による相談を気軽にできる体制を充実します。
事業名	関係機関と連携した具体的支援の充実
事業概要	各関係機関と連携して、緊急一時保護や救援活動などの支援を行います。
事業名	窓口対応における被害者保護の徹底
事業概要	DV、ストーカー等の被害者保護のための住民基本台帳事務等における支援措置など窓口対応について、職員間の認識を共有し、保護の徹底を図ります。

具体的施策 22 ハラスメント防止の取組

事業名	ハラスメント防止への啓発
事業概要	様々なハラスメントの防止に向けた啓発に努めます。 また各種ハラスメントに対する認識を深め、防止するための研修を充実します。
事業名	ハラスメント対応体制の確立
事業概要	職場や学校におけるあらゆるハラスメントの防止を目指し、相談窓口を周知し、担当者や管理職への研修を強化することで、適切な対応体制を整えます。

○市民の役割

被害者も加害者も生まない社会づくりに貢献しましょう。
DVやハラスメントについて積極的に学び、地域全体で互いを尊重し合う関係を築いていきましょう。

○事業所等の役割

職場内ハラスメントを根絶するため、従業員向けの相談窓口を明確にし、加害者・被害者双方のサポート体制を充実させましょう。また、研修会を実施するなどハラスメントへの理解を深め、全従業員が互いに尊重し合える風土を醸成しましょう。

○地域の役割

地域イベントや広報で暴力・ハラスメント防止の意識を高めるとともに、地域でのパトロールを実施し、性犯罪や人権侵害につながる行為を未然に防ぐための環境整備を行いましょう。

生涯を通じた心身の健康づくり

具体的施策 23 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発

事業名	リプロダクティブ・ヘルス／ライツの浸透
事業概要	リプロダクティブ・ヘルス／ライツについての情報提供・啓発を進めます。 学校においては、一人ひとりかけがえのない存在であるという観点の「生命の誕生」「生命の尊重」の学習を進めます。

具体的施策 24 性の多様性に対する理解を進める取組、情報提供の推進

事業名	多様な性的指向・性自認への理解促進と支援
事業概要	あらゆる分野における性の多様性に関する教育・啓発を進めます。
事業名	性の多様性を認め合う社会を実現するための条例制定に向けた検討協議の実施
事業概要	「(仮称)性の多様性を認め合う社会を実現するための条例」の制定に向け、検討協議を進めます。

具体的施策 25 男女の性差に応じた医療・相談の充実

事業名	専門外来の情報提供
事業概要	市内及び近隣の医療機関の専門外来についての情報提供を行います。
事業名	こころの健康づくりに関する啓発及び支援体制の整備
事業概要	こころの健康づくりの重要性を理解し、推進していくための機会を提供します。 また、専門機関と連携し、相談窓口を設置するなど支援体制の整備を推進します。

・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、性と生殖に関する健康と権利を指します。具体的には、安全な出産、避妊、性感染症の予防と治療へのアクセス、自分の意思で妊娠や出産を決定する権利などが含まれます。これにより、個人が健康で自立した生活を送ることが可能となります。特に女性の権利として重要視され、ジェンダー平等の実現には不可欠です。

具体的施策 26 思春期・更年期の健康支援、母子保健の充実

事業名	学校における健康教育の充実
事業概要	すべての学校で、思春期におけるからだと心の健康問題に対応する健康教育を行います。
事業名	ライフステージに応じた健康診断と健康相談の充実
事業概要	妊娠・出産期、更年期など、それぞれのライフステージを健やかに過ごすための健康診断、健康相談を充実させます。
事業名	妊娠・出産期に関する男性の理解の促進
事業概要	男性が妊娠・出産・育児について深く理解し、男性が主体的に育児へ参加することを支援します。
事業名	発達段階に応じた性教育の実施
事業概要	すべての学校において、発達段階に応じた年間指導計画を作成し、性教育を推進します。
事業名	性教育教材、カリキュラムの研究
事業概要	すべての学校において、児童生徒の自己肯定感の醸成と発達段階に応じた性の理解を促す教材、カリキュラムの研究を進めます。
事業名	関係機関と連携した性教育の推進
事業概要	医師会等の関係機関と連携して、性感染症や心の問題に対する正しい理解の浸透を図ります。

○市民の役割

自身の心身の健康について学び続け、健康診断を定期的を受診するなど、主体的に健康管理に取り組みましょう。また、多様な性のあり方や生命の尊厳について学び、家庭内や身近な人との対話を通じて、お互いを尊重し合う関係性を築いていきましょう。

○事業所等の役割

従業員が心身ともに健康で働ける職場環境を整えましょう。また、妊娠や育児、介護等をサポートする制度を周知・活用し、性別に関わらず育児や介護等に参加する風土を作りましょう。性別や性的指向に関わらず、すべての従業員が安心して働ける環境を作りましょう。

○地域の役割

地域でリプロダクティブ・ヘルス/ライツや性の多様性など健康づくりに関する意識啓発を行い、住民の理解を促進しましょう。



様々な困難な問題への支援

具体的施策 27 様々な困難をかかえる人々への対応

事業名	人権相談の充実
事業概要	困難をかかえる人々に対して、関係機関と連携し、人権尊重の観点に立った相談や支援を行います。

具体的施策 28 困難な問題をかかえる女性への相談・支援の充実

事業名	様々な困難な問題をかかえる女性に対する各種支援
事業概要	女性の困難な問題に対し、女性相談や法律相談、各関係機関との連携など多角的な支援を行います。

具体的施策 29 地域防災への女性参画の拡大

事業名	多様な視点に配慮した防災対策の周知
事業概要	災害発生時に市民全員が安全に安心して避難できる防災対策の推進に努めます。
事業名	ジェンダーの視点を取り入れた防災意識の啓発
事業概要	ジェンダーの視点からの防災対策を推進するための講座や啓発を行います。

○市民の役割

身近な問題に目を向け、困っている人がいたら声をかけたり、相談窓口を紹介しましょう。また、防災訓練や啓発講座に積極的に参加し、ジェンダーの視点から地域で何ができるかを考えていきましょう。

○事業所等の役割

相談窓口の設置や専門機関への取り次ぎ等、従業員が性別を問わず安心して働ける環境を作りましょう。
また、災害時には、従業員の安全確保及び、地域住民と協力し合える体制を整えましょう。

○地域の役割

地域内の関係機関と連携し、困難を抱える人々に対する相談や支援を強化・サポートしましょう。また、ジェンダーの視点を取り入れた防災訓練や啓発活動を進めましょう。

◇ 第4章 ◇
計画の推進体制

第4章 推進体制

本計画を、市民と共有しながら、ともに取り組んでいくため、多様な主体との連携・協力と、目標の達成に向けた進行管理を行います。

I. 市民、事業所、関係機関等との連携・協働

ジェンダー平等社会の実現に向け、市民、事業所、様々な団体等と協働・連携し推進します。

① 市民、事業所、関係機関等とのパートナーシップ

住民自治協議会やNPO、企業、学校など、男女共同参画に関わる多様な主体との課題の共有や対話を通じて、ジェンダー平等の実現に向けた施策を共に推進します。

② 男女共同参画センターの活用

男女共同参画センターを、男女共同参画に関する情報共有、学習、各種相談の拠点として活用します。

③ ジェンダー平等に関する相談への対応

市が行うジェンダー平等の推進に関する施策について、市民や事業者からの相談に適切に対応します。また、多様な相談に応えられる体制や機能を充実させます。

II. 目標達成に向けた進行管理と評価

本計画を効果的に推進するため、進行管理と評価を適切に行い、その結果を市民と共有すると共に、施策の改善に反映させます。

① 市民、事業所、関係機関等からのニーズの把握

意識調査やアンケート、また、多様な主体からの聞き取りを行い、その結果から本計画の効果的な推進に向けた事業の改善を行います。

② 伊賀市男女共同参画審議会による評価・公表

伊賀市男女共同参画条例に基づき、学識経験者、公募市民、関係団体・事業者の代表など、多様な主体による伊賀市男女共同参画審議会を開催します。この審議会で、市の施策の進捗状況に対して評価し、必要な施策について提言します。これらの評価結果と提言は公表し、市民と共有します。

III. 市役所内の推進体制の充実

計画を総合的かつ効果的に進めるため、全庁的な連携体制を整え、市職員がジェンダー平等の視点を持ち、その能力を發揮できるよう取り組みます。

① 伊賀市男女共同参画推進会議

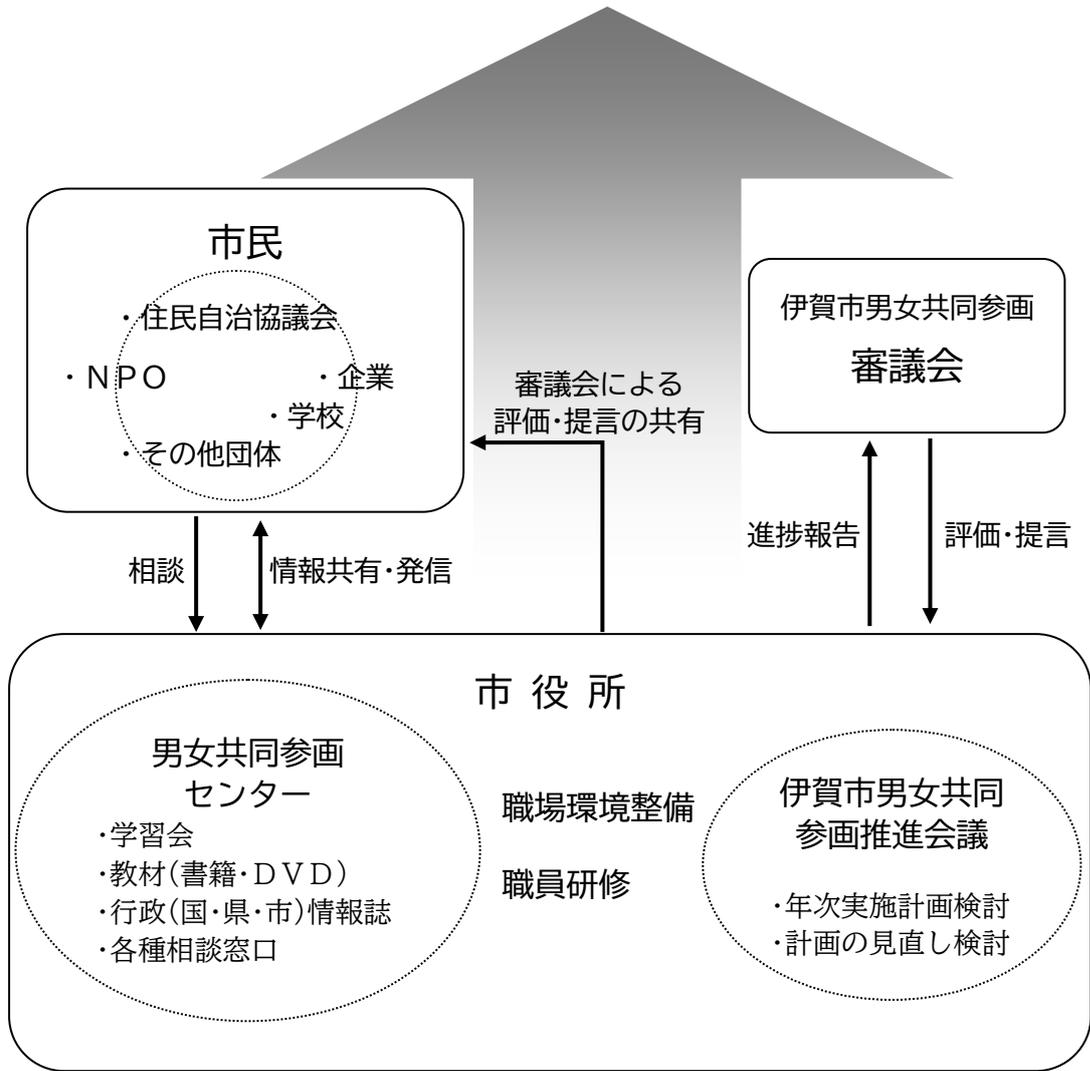
男女共同参画担当部長を会長とし、市の各部署の委員からなる推進会議を開催します。この会議では、年次実施計画の検討を行うとともに、教育、福祉、労働など、市のあらゆる施策についてジェンダー平等の視点から見直しを行い、計画の推進を図ります。

② 職員の意識啓発と働きやすい環境づくり

職員一人ひとりがジェンダー平等の視点をもって施策を進められるよう、また、性別に関わらず能力を發揮できる職場環境を整備するため、継続的な研修を実施し意識の向上に努めます。

[推進体制イメージ図]

誰もが自分らしく生きる ジェンダー平等 伊賀の未来へ



◆參考資料◆

I. 伊賀市男女共同参画推進条例

平成 16 年 11 月 1 日 条例第 12 号

改正

平成 20 年 3 月 26 日 条例第 6 号

平成 22 年 3 月 30 日 条例第 2 号

平成 30 年 3 月 28 日 条例第 5 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 基本的施策（第 8 条—第 11 条）

第 3 章 伊賀市男女共同参画審議会（第 12 条—第 16 条）

第 4 章 補則（第 17 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、市、市民及び事業者が協働して取り組み、もって、男女の人権が尊重される男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、ともに責任を担うことをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を積極的に提供することをいう。

3 この条例において「事業者」とは、営利を目的とした事業を行う法人及び個人並びに公益法人その他社会のあらゆる分野において経済活動又は社会活動を行う法人をいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画を推進するための基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- （1）男女の人権が尊重され、性別による差別を受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。
- （2）性別による男女の固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。
- （3）男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- （4）男女が相互に協力し、家事、育児、介護その他家庭生活における活動と就業その他社会生活における活動が両立できるような環境を整備すること。

（市の責務）

第 4 条 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策（積極的改善措置を含む。）を策定し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施するに当たり国、県、市民及び事業者との連携に努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、男女の性別による差別的取扱いの排除と固定的役割分担意識に基づく制度及び慣行の改善に努めなければならない。

2 市民は、男女共同参画について理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

3 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動において、男女が対等に参画する機会の確保及び職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動の両立ができる職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止等)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 性別を理由とする差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(相手の意に反した性的な言動により、相手の尊厳を傷つけ、又は不利益を与える行為)

(3) ドメスティック・バイオレンス(配偶者等に身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為)

2 市は、前項各号に掲げる行為の防止について必要な啓発等に努めるものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、第12条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見が反映されるように努めるものとする。

4 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(市民相談等)

第9条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対し、関係機関との連携をとり、助言指導等を行うとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制)

第10条 市は、市民及び事業者の協力の下に施策を推進するため、必要な体制整備に努めるものとする。

(調査研究)

第11条 市は、施策の策定及び実施に関し調査研究等必要な措置を講ずるものとする。

第3章 伊賀市男女共同参画審議会

(伊賀市男女共同参画審議会)

第12条 次に掲げる事項について調査審議するため、伊賀市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 伊賀市男女共同参画基本計画の策定及び変更に関する事

(2) 男女共同参画社会実現のための施策の基本的事項及び重要事項

(3) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価

2 審議会は、前項に規定する事項の調査審議について市長に報告するとともに、意見を述べることができる。

(組織等)

第13条 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員20人以内によって組織する。

2 男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の一部は、公募により選出するよう努めなければならない。

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第15条 審議会は、必要に応じ専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に必要な事項は、別に会長が定める。

(庶務)

第16条 審議会の庶務は、人権生活環境部人権政策課において処理する。

第4章 補則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月26日条例第6号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日条例第5号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

II. 伊賀市男女共同参画審議会委員名簿

令和8年3月現在（五十音順・敬称略）

氏名	団体等	備考
荒井 恵美子	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議代表	
市村 京子	伊賀公共職業安定所長(就労関係団体)	
岡澤 まゆみ	公募委員	
欠田 昌子	伊賀市商工会女性部代表（商工関係団体）	
上出 優子	企業代表（中外医薬生産株式会社）	
木村 哲二	伊賀ふるさと農業協同組合代表 （その他各種団体）	
里田 雅彦	伊賀市小・中学校校長会代表 （教育関係団体）	
田畑 寛一	地域代表 （いきいき未来いが実行委員）	
朴 恵淑	学識経験者（三重大学名誉教授）	会長
藤岡 典子	学識経験者（元中学校教諭）	副会長
松尾 明彦	伊賀市民生委員・児童委員連合会代表 （福祉関係団体）	
松山 浩子	公募委員	
森山 幸枝	三重県環境生活部ダイバーシティ社会推進課	

Ⅲ. 伊賀市男女共同参画都市宣言

伊賀市男女共同参画都市宣言

私たちは

性別にとらわれず 互いを人として尊び
それぞれの個性と能力をいかせるまちをめざし

社会のあらゆる分野で

共に参画し 責任を分かち合い
のびやかで 心豊かに暮らせるまちをめざし

豊かな自然と培われた文化を次代につなげ
平等と平和が根づくまちをめざして

ここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成17年9月26日

伊 賀 市

IV. SDGs (エスディージーズ)

持続可能な開発目標 (SDGs: Sustainable Development Goals) とは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



目標 1 [貧困]
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標 2 [飢餓]
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標 3 [保健]
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 4 [教育]
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



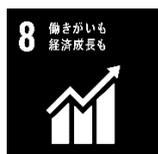
目標 5 [ジェンダー]
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



目標 6 [水・衛生]
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標 7 [エネルギー]
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標 8 [経済成長と雇用]
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



目標 9 [インフラ、産業化、イノベーション]
強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標 10 [不平等]
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標 11 [持続可能な都市]
包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 12 [持続可能な消費と生産]
持続可能な消費生産形態を確保する



目標 13 [気候変動]
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 14 [海洋資源]
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 15 [陸上資源]
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 16 [平和]
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標 17 [実施手段]
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

V. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

改正

平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（連携及び協働の促進）

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

（調査研究）

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項

の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～十 〔略〕

十一 男女共同参画審議会

十二～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。〔後略〕

附 則〔令和七年六月二七日法律第八〇号〕

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法(令和七年法律第七十九号)の施行の日〔令和八年四月一日〕から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

VI. 男女共同参画に関する国内外のあゆみ

西暦(年号)	世界	日本	三重県	伊賀市
1975年 (昭和50年)	・国際婦人年 ・「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ) ・1976年から10年間で「国連婦人の十年」と決定(国連総会)	・「婦人問題企画推進部」 「婦人問題企画推進会議」設置 ・「教育等育児休業法(女子職員、看護婦、保母等対象)」交付		
1976年 (昭和51年)	・ILO(国際労働機関)に婦人労働問題担当を設置	・民法改正(離婚後の氏の選択)		
1977年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 ・「国内行動計画前期重点目標」発表	・「婦人関係行政推進連絡会議」設置	
1978年 (昭和53年)			・「三重県婦人問題懇話会」設置	
1979年 (昭和54年)	・国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択		・「三重県の婦人対策の方向」(県内行動計画)策定	
1980年 (昭和55年)	・「国際婦人の十年」中間世界会議開催(コペンハーゲン) ・世界会議で「女子差別撤廃条約」署名式	・民法改正(配偶者の法定相続分引上げ) ・「女子差別撤廃条約」署名		
1981年 (昭和56年)	・「ILO156号条約」採択(ILO総会) ・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」発表	・「明日の婦人問題を考える三重県会議」設置	
1985年 (昭和60年)	・「国連婦人の十年」最終年世界会議開催(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正(国籍の父母両系主義確立) ・「女子差別撤廃条約」批准		
1986年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行		
1987年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・「みえの第2次行動計画-アイリスプラン」策定	
1990年 (平成2年)	「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択			
1991年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第一次改定		
1992年 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・婦人問題担当大臣設置		
1993年 (平成5年)	・「世界人権会議」開催(ウィーン)	・「パートタイム労働法」交付・施行 ・中学校で家庭科の男女必修完全実施		

西暦(年号)	世界	日本	三重県	伊賀市
1994年 (平成6年)	・「世界人口・開発会議」開催(カイロ)	・「男女共同参画室」「男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画推進本部」設置 ・高校で家庭科の男女共修開始	・三重県女性問題協議会から「第3次三重県女性行動計画(仮称)策定に関する基本的事項について」提出 ・三重県女性センター開館	
1995年 (平成7年)	・「女性に対する暴力をなくす決議」採択(国連人権委) ・「第4回世界女性会議」開催(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択 ・「人権教育のための国連10年」始まる	・「育児・介護休業法」交付・一部施行 ・「ILO156号条令」批准	・「みえの男女共同参画プラン-アイリス21」策定(第3次)	
1996年 (平成8年)		「男女共同参画2000年プラン」策定	・男女共同参画推進協議会より緊急提言提出 ・「三重県審議会等女性委員登用促進基本要綱」の制定	
1997年 (平成9年)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「労働基準法」改正	・男女共同参画推進協議会より提言-男女共同参画社会の実現を目指して-提出	
1998年 (平成10年)			・アイリス21推進連絡会議(アイリスネットワーク)設置	
1999年 (平成11年)	・国際高齢者年	・「改正男女雇用機会均等法」全面施行 ・「男女共同参画社会基本法」施行	・「三重県男女共同参画推進懇話会」設置	
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブ」(いわゆる「成果文書」)採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・「ストーカー規制法」成立 ・「介護保険法」施行 ・「児童虐待の防止等に関する法律」成立	・「三重県男女共同参画推進条例」制定 ・「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」	
2001年 (平成13年)		・男女共同参画会議設置 ・雇用保険法等一部改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)成立 ・雇用対策法等一部改正 ・「育児・介護休業法」一部改正	・「三重県男女共同参画審議会」設置	
2002年 (平成14年)			・「男女共同参画基本計画」策定 ・「男女共同参画基本計画第一次実施計画」策定	

西暦(年号)	世界	日本	三重県	伊賀市
2003年 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議基本問題専門調査会「女性のチャレンジ支援策の推進について」提言提出 ・雇用保険法等一部改正 ・国連女子差別撤廃委員会から女子差別撤廃条約にかかる推進について勧告 ・「次世代育成支援対策推進法」成立 ・「児童福祉法」一部改正 ・「少子化社会対策基本法」成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言を初めて実施 ・男女共同参画年次報告を初めて作成 	
2004年 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「職業安定法」及び「労働者派遣事業法」一部改正 ・「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」成立 ・女子差別撤廃委員会による勧告 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)一部改正 ・「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ◆上野市・伊賀町・島ヶ原村・阿山町・大山田村・青山町の6市町村が合併し「伊賀市」が誕生 ・「男女共同参画に関する意識調査」実施 ・合併により人権政策部に「男女共同参画課」設置 ・「伊賀市男女共同参画推進条例」制定
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会(通称「北京十10」)開催(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」一部改正 ・「男女共同参画基本計画」(第2次)策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画第二次実施計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊賀市男女共同参画推進会議」設置 ・「伊賀市男女共同参画審議会」設置 ・「伊賀市男女共同参画都市宣言」
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(東京) 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する県民意識と生活実態調査」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「伊賀市男女共同参画基本計画」策定
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(インド) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正男女雇用機会均等法」が制定 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス※)憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「三重県男女共同参画基本計画(改訂版)」策定 ・「三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画」策定 	
2008年 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」改正 		
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回東アジア男女共同参画担当大臣会合」開催(ソウル) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成21年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2010年 (平成22年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 		
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Woman)」発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次伊賀市男女共同参画基本計画」策定

西暦(年号)	世界	日本	三重県	伊賀市
2012年 (平成24年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 ・ラオス人民民主共和国ビエンチャン特別市において「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催	・女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議において『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～』策定	・「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定	
2013年 (平成25年)		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」一部改正(平成26年1月施行) ・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる。		
2014年 (平成26年)	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)に『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる。 ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催	・「女性の活躍推進三重県会議」設立	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2015年 (平成27年)	・国連「北京+20」記念会合(第59回国連婦人の地位委員会) ・第3回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 ・国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」採択(SDGs:17の目標と169のターゲット)	・「女性の活躍加速のための重点方針2015」策定 ・WAW!2015開催 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」	・「女性の活躍推進三重県会議」へ加入
2016年 (平成28年)	・伊勢志摩サミット開催(首脳宣言(女性の活躍推進はG7の共通のゴール))	・「女性の活躍加速のための重点方針2016」策定 ・WAW!2016 開催 ・SDGs推進本部設置	・「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」策定	・「第3次伊賀市男女共同参画基本計画」策定 ・伊賀市ハタラクカタ応援宣言(イクボス宣言)
2017年 (平成29年)			・「第2次三重県男女共同参画基本計画(改定版)」策定	
2018年 (平成30年)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立 ・SDGs推進本部「SDGsアクションプラン2019」発表		・伊賀市まるごとハタラクカタ応援共同宣言
2019年 (令和元年)	・W20 日本開催(WAW!2019 同時開催)	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」等改正	・「令和元年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」実施	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2020年 (令和2年)		・「第5次男女共同参画基本計画」策定		

西暦(年号)	世界	日本	三重県	伊賀市
2021年 (令和3年)			<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次三重県男女共同参画基本計画」策定 ・「第3次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定 	・「第4次伊賀市男女共同参画基本計画」策定
2022年 (令和4年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「AV出演被害防止・救済法」成立 ・「こども基本法」成立 ・「女性デジタル人材育成プラン」決定 		
2023年 (令和5年)		・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」成立		
2024年 (令和6年)		・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」成立	・「令和6年度男女共同参画とジェンダーギャップに関する県民意識調査」実施	・「男女共同参画に関する意識調査」実施
2025年 (令和7年)				
2026年 (令和8年)				・「第5次伊賀市男女共同参画基本計画」策定

Ⅶ. 用語解説

◆ 先行 ◆

◆ウェルビーイング

「多様な幸せ」とされ、身体的・精神的・社会的に、すべてが満たされた良好な状態を意味します。本計画では、性別にかかわらず、一人ひとりが自らの意思によって多様な生き方を選択でき、心身ともに満たされ、社会の中で自分らしくある状態と考えています。

◆エンパワーメント

社会的・構造的な制約によって抑圧されてきた人々が、自らの意思で人生を選択し、決定する力を獲得することを指します。教育や雇用、政治参画などの機会を保障することで、自分自身の価値を認め、潜在能力を最大限に発揮できる状態へと内面から変化し、一人ひとりが意思決定の場に加わり、社会のあり方に影響を与える力を育むことで、不平等を解消し、持続可能な社会を築いていきます。

◆ さ行 ◆

◆ジェンダー P 3. 「ジェンダーについて」参照。

◆ジェンダーアイデンティティ

性自認。「自分の性をどのように認識しているか」という心のあり方のことです。

身体的な特徴や戸籍上の性別とは関わりなく、本人が「自分は男性である」「女性である」、あるいは「そのどちらでもない（中性的、または決められない）」と自覚することを指します。これは他人が決めるものではなく、個人の内面的な感覚に基づいています。そのため、身体の性と心の性が一致している人もいれば、一致しない人もいます。多様な性の形を尊重し、誰もが自分らしく生きるための基盤となる大切な概念です。

◆ジェンダーギャップ

男女の性別によって生じる社会的・文化的な格差のことです。

生物学的な差異ではなく、政治、経済、教育、健康といった様々な分野において、機会や権利がどちらかの性に偏っている状態を指します。このギャップは歴史的、文化的、経済的要因によって形成され、固定観念や制度的な偏見が助長していると言われています。

日本は特に「政治」や「経済」の分野で、意思決定層に占める女性の割合が低いことが大きな課題となっており、この格差を解消することは、誰もが自分らしく能力を発揮できる社会（多様性の実現）につながるため、現代の重要な国際課題の一つです。

◆ジェンダー平等 P 3. 「ジェンダー平等について」参照。

◆ストーカー

特定の相手に対して執着心や好意、あるいは恨みの感情を抱き、相手の意に反してつきまといや監視などの迷惑行為を繰り返す人を指します。

多くの国でストーカー行為は犯罪とされており、日本でも「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」によってこれらの行為が禁じられています。被害を感じた際は、一人で悩まずに早めに警察や専門の相談機関へ連絡することが重要です。

◆性自認 「ジェンダーアイデンティティ」の項参照。

◆性的指向

人の恋愛や性的な関心の対象がどの性別に向けられているかを示す言葉です。

代表的なものとして異性愛（異性に惹かれる）、同性愛（同性に惹かれる）、両性愛（両性に惹かれる）、パンセクシュアル（性別に関係なく人に惹かれる）、また、他者に性的な関心を抱かないアセクシュアルなど、そのあり方は多様です。性的指向は自分の意志で選んだり変えたりできるものではなく、その人の個性の一部として尊重されるべき大切な要素です。

◆性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性別を理由に固定的な役割を割り当てる考え方のことです。個人のキャリア選択や生活スタイルに影響を及ぼし、職場での昇進格差や、家庭内での家事負担の偏り、さらには「自分らしく生きること」を阻害する要因となります。

かつての日本では一般的な価値観でしたが、現代では共働き世帯の増加や価値観の多様化により、この意識を見直す動きが強まっています。

◆ は行 ◆

◆ハラスメント

「いじめ」や「嫌がらせ」を指す言葉です。相手の意に反する不適切な言動によって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけることを言います。自分に悪気があったかどうかではなく、「相手がどう受け止めたか」という点が判断の基準になります。

代表的なものにはセクシャルハラスメント(性的嫌がらせ)や、パワーハラスメント(権力を利用した嫌がらせ)等があり、これらは個人の心身に深い傷を負わせるだけでなく、社会的な信頼を失う重大な問題として扱われます。現代では多様な価値観を尊重することが求められており、相手の立場に立ったコミュニケーションを心がけ、お互いの嫌がる境界線を正しく理解することが重要です。

◆放課後児童クラブ

学童保育。保護者が仕事などで昼間に家庭にいない小学生を対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇中、子どもたちが宿題をしたり、友達と遊んだり、安全な生活の場を提供する事業です。

放課後児童クラブは、自治体やNPO、地域のコミュニティにより運営されていることが多く、取り組みを通じて、子どもたちの豊かな成長を支える重要な役割を担っています。

◆ ら行 ◆

◆ライフイベント

人の生涯において生活環境や役割が大きく変化する出来事を指します。

代表的なものには、入学や卒業、就職、結婚、出産、住宅購入、定年退職、そして介護や相続などが含まれます。これらは単なる行事ではなく、家計（支出や収入）やメンタルヘルスに多大な影響を与えるのが特徴です。

あらかじめこれらを想定し、資金計画や心の準備を立てることを「ライフデザイン」と呼びます。人生の節目を前向きに捉え、自分らしい人生を送るための重要な指標となる考え方です。

◆ライフステージ

人の生涯を時間の経過とともに区切った「人生の節目」のことです。

一般的には、乳幼児期から始まり、学童期、青年期、成人期(壮年期)、そして高齢期といった段階に分けられます。それぞれの時期には、進学、就職、結婚、出産、定年退職など、生活環境や社会的な役割が大きく変わるイベント(ライフイベント)が存在します。

この考え方を理解しておくことは、将来の見通しを立てる上で非常に重要です。各ステージによって必要な資金や健康管理のポイント、優先すべき課題が異なるため、自分がいまどの段階にいて、次に何が起きるかを予測することで、より安定した人生設計が可能になります。

◆リプロダクティブ・ヘルス/ライツ P32. 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」参照。

◆ わ行 ◆

◆ワークライフバランス

仕事(ワーク)と私生活(ライフ)の調和をとり、その両方を充実させるという考え方です。

単に「労働時間を短くする」ことだけではなく、仕事の責任を果たしながら、家事、育児、自己研鑽、趣味といった個人の生活も大切にできる状態を指します。

このバランスが整うことで、心身の健康が守られるだけでなく、生活の充実が仕事への意欲や創造性を高めるという好循環が生まれます。多様な生き方を尊重し、一人ひとりが自分に合ったスタイルで、やりがいを持って働き続けるために欠かせない指標といえます。

◆ Alphabet ◆

◆DV (ドメスティック・バイオレンス)

配偶者や恋人など親密な関係にある(またはあった)相手から振るわれる暴力のことです。暴力は殴る蹴るなどの身体的なものだけでなく、暴言や無視などの精神的暴力、生活費を渡さない経済的暴力、性行為を強要する性的暴力なども含まれます。

2013年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が成立しました。この法律は、配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護を目的とし、事実婚や離婚後、同棲中の恋人からの暴力も対象としています。2024年の改正により、精神的DVによる保護命令の対象が拡大されるなど、支援体制がさらに強化されました。

◆LGBTQ+ (エルジービーティーキュープラス)

セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)を表す言葉の頭文字を合わせた総称です。

誰を好きになるか、自分の性をどう認識するかは人それぞれで、すべての人に自分らしく生きる権利があるという理解が、社会全体で広がってきています。

L: レズビアン(女性同性愛者)

G: ゲイ(男性同性愛者)

B: バイセクシュアル(両性愛者)

T: トランスジェンダー(身体の性と心の性が一致しない人)

Q: クィア、クエスチョニング(特定の枠に属さない、または模索中の人)

+: 多様な性のあり方すべて

◆SDGs (エスディーゼズ) P45. 「IV. SDGs (エスディーゼズ)」参照。

未来へつなぐジェンダー平等 ♡ 伊賀プラン
～第5次伊賀市男女共同参画基本計画～

発 行：伊賀市

発行日：令和8年3月

編 集：〒518-0873 三重県伊賀市上野丸之内 500 番地
伊賀市人権生活環境部人権政策課男女共同参画係

TEL 0595-22-9632

FAX 0595-22-9666

「第5次伊賀市男女共同参画基本計画」にかかる今後の取組について

【第4次男女共同参画基本計画取組みと意識調査から見えてきた課題】

・これまでの取組を進める中で、性別による固定的な役割分担への意識については改善されているものの、なお払拭されておらず、社会構造の改革が十分に進んでいないことがジェンダーギャップの要因となっている。

【第5次伊賀市男女共同参画基本計画の概要】

基本理念「誰もが自分らしく生きる ジェンダー平等 伊賀の未来へ」

・ジェンダー平等の推進（意識の変革）

性別による固定的な役割分担など無意識の偏見を改めて意識し、根本からの解消を進める
基本目標Ⅰジェンダー平等実現に向けての意識づくりと教育の推進

基本目標Ⅱあらゆる分野でのジェンダー平等の推進

基本目標Ⅲ個人の尊厳が守られ、安心して暮らせる社会の実現

【市全体としての取組に対する考え方】

◎「女性のためだけの施策」ではない

ジェンダー平等の推進は、女性のためだけでなく男性にとっても地域や職場などの固定的役割分担の解消に繋がる。さらに、性別を問わず、誰もが生きやすくなるための「働き方改革・生き方改革」であり、男女の固定的役割分担の解消は多様な性のあり方への啓発にもつながる。

◎人口減少対策

若い世代、特に若年女性が伊賀市に住み続けたい、移住したいと思える、多様性が尊重される地域社会づくりに結びつく。

◎すべての施策へのジェンダーの視点

「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」は、行政が市民サービス提供や政策立案を縛っている可能性がある。ジェンダーの偏りがないかを常に考える、「ジェンダーの視点」が施策の有効性や可能性を広げる。

【各部署でジェンダー平等推進に向けた取組を進めるために】

★すべての事業に「ジェンダーの視点」を取り入れる

基本計画を構成する具体的施策について、実施計画作成各課だけでなく、全ての課の事業においてジェンダーの視点を意識するよう周知する。

★審議会の女性比率などの数値は現状を測る手段であり、数値だけでは表せない課題やその原因となることを明らかにし、解決に向けた取組を進める重要性を確認する。

9つの基本施策で想定されている各課の取組概要

【全課共通】「ジェンダーの視点」のチェック

- ・広報物・申請書の点検
チラシのイラストで「料理＝女性」「仕事＝男性」といった固定観念を助長していないかの確認。
- ・事業評価への導入
実施した事業の参加者の男女比を把握し、偏りがある場合は「なぜ参加しにくいのか（時間帯、託児の有無など）」を分析し、次年度に反映させる。

【総務・財務など】市役所自らがモデルとなる

- ・職員の意識改革 ・ワーク・ライフ・バランス
- ・庁内環境と制度の整備 ・意思決定層の多様化

【福祉・教育など】

- ・「ケア労働における性別役割分担」を前提としない
- ・男性介護者・男性育児者、ひとり親・困難を抱える女性支援
- ・ジェンダー平等の教育推進 ・健康教育・性教育の充実

【産業・地域など】現場の「当たり前」を変える

- ・女性の起業と経営参画の支援・企業支援の条件化
- ・女性を「補助者」から「経営パートナー」へ
- ・自治会の意思決定層の多様化

【建設など】「守る側」の多様性

- ・ユニバーサルデザイン・防犯
- ・計画策定プロセスへのジェンダー視点の導入
- ・現場の多様性

今後事業予定

- 職員対象のジェンダー平等推進講座（3/12）※毎年実施する。
テーマ：「令和6年度男女共同参画意識調査から」
- 男女共同参画地域防災講座
 - ・住民自治協議会と共催で、男女共同参画視点での防災講座を実施（4地区＋本庁）
 - ・地域防災講座（座学）＋防災食調理（実習） 男女同比率
- 男女共同参画フォーラム「いきいき未来いが」（7/4）
講演：東京大学大学院教授 瀬地山 角 氏（ジェンダー論）

○男女共同参画講座（地域・本庁）、女性法律相談、生理用品無償配布（本庁・支所）等

伊賀市の「今」を知り、私たちの「これから」へ向けて

～男女共同参画意識調査の結果から誰もが生きやすい社会を考える～

約**2,000**人の市民と職員が
教えてくれた、本音のデータ。



数字の向こう側にある
「これから」を、
のぞいてみませんか？

日時：令和8年3月12日（木）18:30～20:00

場所：本庁2階 202・203会議室

対象：伊賀市役所 職員（全職種・全年代歓迎！）

内容：意識調査から見えた「伊賀市の今」の共有 など